

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和7年3月13日（木曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第 1 号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、総務文教委員会所管分
- 2) 議案第 3 号 令和7年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算
- 3) 議案第14号 羽生市まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 5) 議案第15号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 6) 議案第16号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 7) 議案第17号 羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第 9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

齋 藤 万紀子	委員（委員長）	田 口 さとる	委員（副委員長）
小 林 誠 弥	委員	小野田 和 男	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
島 村 勉	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗原 繁	総務部長	佐藤 康夫	総務課長
大橋 裕	地域振興課長	橋本 華子	市民生活課長
橋本 和幸	職員係長	小野田 皓太	地域振興係長
野口 武士	課長補佐兼 市民係長	島村 信久	企画財務部長
佐藤 将史	財政課長	五月女 和則	税務課長
水谷 幸治	収納課長	高橋 あい	財政係長
田口 恵里子	課長補佐兼 市民税係長	小島 史愉	収納係長
福地 光宏	経済環境部長	今成 義暢	商工課長
出井 昭悟	観光プロモーション 課長	岡田 隆史	農政課長
田口 真也	環境課長	小林 良	商工振興係長
秋本 悟	課長補佐兼観光 ブランド係長	大塚 理恵子	農業政策係長
武村 雅子	環境保全係長	新井 和典	生涯学習部長
佐藤 友美代	生涯学習課長	根岸 剛	スポーツ 振興課長
阿久津 豊	図書館長兼 郷土資料館長	前澤 有佑	生涯学習係長
高見 直輝	スポーツ振興 係長	小林 一正	文化財・郷土 資料係長

事務局出席者

原田 誠	書記	久保田 綾乃	書記
------	----	--------	----

午前 9時30分 開 議

○齋藤万紀子委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

まず、昨日の審議に関し農政課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農政課長。

○岡田隆史農政課長 農政課長の岡田です。

すみません、朝からお時間いただき申し訳ございません、ありがとうございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、昨日の三田ヶ谷農林公園の空調設備のリースの件でご質問いただきまして、その件でリースの見積書のほうを画面のほうに出させていただきます。

総額は、10年間のリースで2,706万円、内容といたしましては、リース機器といたしましては、物産館の直売所、空調機4台、事務所、空調機1台、室外機1台、それから、レストラン棟のほうで飲食スペース、空調機6台、厨房、空調機1台、事務所、空調機1台、休憩室、空調機1台、室外機3台、取付工事と、それから維持管理ということでメンテナンス費用も含まれております。法定点検と清掃等の費用、それから火災保険の費用がこのリース代には含まれております。

そして、空調機の入替えについて工事ではなくリースを選択した理由について、ちょっと補足させていただければと思います。

経緯といたしましては、令和5年8月末頃にレストラン棟の空調機が壊れました。最初は修繕を試みて横須賀電機さんとかに何度も来てもらって見てもらい、最後は三菱電機の方にも来ていただいて修繕をしてほしいということでお願いしたんですが、部品もなく、古くて修繕ができないということで、そういう診断をいただきましたので、その後まちづくり政策課の建築系のほうにも相談させていただいて、空調機の入替え工事、最初はリースではなく工事の検討をさせていただきました。

そこで問題になったのが、工事で発注するには、その前に設計委託が必要で、その設計書がないと工事が発生できないというのが問題になりまして、その設計委託をするに

は工事費の四、五％費用がかかる、設計書を作ってもらうには四、五％費用がかかるということで、金額にすると100万円から150万円のお金が必要になるというのが、まず問題になりました。そして、設計委託には、入札から設計ができるまで数か月かかるということから、令和6年度で設計、令和7年度で工事を発注する2年わたりの案もありましたが、令和5年の夏にエアコンが壊れていますので、それ以降、農林公園の利用者の方から、室内が暑くてどうなっているんだという苦情も多く寄せられていたため、そんなに時間がかけられない、農林公園を2年間閉めるわけにいかないという判断から、リースを選択させていただいた次第です。

結果として、100万円から150万円かかると思っていた設計委託費を節約できたというのが1点と、工事で発注すると一度に総額、この場合だと2,700万円の予算が単年度で必要になることになったんですが、リースにより10年間の分割払いになることで予算の平準化ができたという、この2点の利点があったと思います。

リースの入札は、最初5社に声をかけて、入札参加者が1社しかいなくて1回不調になっておりまして、その後、やってくれそうな2社に声をかけて見積り合わせを行なって、競争して今回のリース額となっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑などいかがでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 メーカーはどこなんですか。

○岡田隆史農政課長 これは、三菱です。

○島村 勉委員 この機械は。

○岡田隆史農政課長 はい。

○島村 勉委員 2社の見積り、もう一社の見積りというのはいないんですか。

○岡田隆史農政課長 ありますが、持ってきたのは、落札者1社分の内容が分かればと思って、1社分の見積りを持ってきております。

○島村 勉委員 差額とか。

○岡田隆史農政課長 金額の差額、すみません、持ち合わせておりませんので、またその辺は出させていただければと思います。

○島村 勉委員 すぐにできないって、1年も2年もかかるというのは、故障したりしたら。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 当時、ほかの施設でも設計費が随分お金がかかるということで、エアコンの設計が無駄じゃないかというお話も出ておりました、その辺やはり設計なしで発注したほうが、その分安くできるんじゃないかという判断もございました。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 設計は要らないんじゃない、今まであった機械があるんだから、その容量でいいわけだから、要らないんじゃない。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 ただ、工事で発注する場合には、その辺の設計が必要だというのが。

○島村 勉委員 無駄なことは要らないじゃない、金を払いたいわけ。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 工事を出す以上、取付工事の中身がいろいろありますので、その辺を仕様に乗せなくてはいけない、入札に参加している工事業者にその辺を示さなくちゃいけないということで設計が必要だという話を、まちづくり政策課のほうと相談したときにいただきまして、無駄なんじゃないかということで、今回令和6年度の予算でリースのほうに出させていただきます。

令和6年度の当初予算の予算書のほうにも、161ページのほうにも令和6年度の予算ですが、空調機借上料、このときはまだ金額が分かりませんでしたので、2,903万1,000円ということで計上させていただいたものです。それから、債務負担行為として、264ページ、265ページのほうで、三田ヶ谷農林公園空調機借上げということで2,904万円、令和6年度から令和16年度までということで計上させていただきます。以上です。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、設計がなくてもリースというかけられるということは、設計要らないんだからいいんじゃない。要らないんじゃない。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 結果的には要らない、その分節約できたということでございます。

○島村 勉委員 違う、違う。設計ができなくてもリースで、設計費も払わなくていいとか、設計もしなくて済むリースがあるわけだから。だから、取り付けるんだって、

設計も要らない。

- 斎藤万紀子委員長 農政課長。
- 岡田隆史農政課長 市役所の中のルールとしては、やっぱり工事を出す以上は設計書が必要だというルールになっておりますので、そこは設計書なしで工事の発注はできなかったということでございます。
- 斎藤万紀子委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 設計は何のためにあるの。
- 斎藤万紀子委員長 農政課長。
- 岡田隆史農政課長 それは、工事の内容を入札する業者さん、工事をやる業者さんに中身を示すためだと思います。
- 島村 勉委員 例えば能力を発揮させるために工事設計があるわけだろうと思うんだけど、今まで使っていたものが三菱なら三菱の物があって、機械の型式があって、それは古いから、それと同じ機種が新しくなって出てくると取替えが利くわけよ、普通。取り替えればいいんだから。能力が5万キロカロリーとか、小さいほうは2万キロカロリーとかあるわけ。同じメーカーで古くなっても、毎年じゃないけれども機種変更という形があると思う。それをつくるだけでいいわけだから、設計は要らないは、今年も使えなければ、つけるのであればそれをつければいいだけのことじゃないかなと思うし。設計、設計って要らないと思うんだよね。
- 斎藤万紀子委員長 農政課長。
- 岡田隆史農政課長 私も島村議員と同じ意見でございまして、物を入れ替えるだけなのに設計なんか要らないんじゃないかということは思っておりますが、ちょっと工事を入札で発注する以上は、やはり設計書が必要。その設計書を作るには、まちづくり政策課にちょっと相談していたところ、自分たちは機械の知識がないので、やっぱり業者に委託しないとできないということでお返事いただいていたので、工事じゃなくて、期間的にも短いリースで発注したほうがメリットがあるということで、リースで発注させていただいた次第でございます。
- 斎藤万紀子委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 だから、リースで出せるということは、設計要らないわけよ。まあ、これ言ってもしょうがないけれども。まちづくり部担当は誰ですか。
- 岡田隆史農政課長 塩田さんです。

○島村 勉委員 それと、これ昨日もやったんだからいいんだけども、全然集金も何もなく、ただ金を払っているんだけども、維持管理してもらうのにただの2,600万円、2,700万円、ただでやってもらって、そのほか維持管理を50万円以上は全部市が負担とか、そういうことこれからもあるわけだよ。その費用対効果というか、何かあるのかい。あと、売上げの何%とかももらうのも一つもないわけよ、1%も。それ自体だっておかしいし、ただ金が向こうで、じゃこれから冷蔵庫でも何でもみんなそうだよ。壊れたらみんな取り替えてやらなくちゃいけない。誰が払うの。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 三田ヶ谷農林公園の指定管理料出すに当たって、これまで維持管理するのに人件費とかも含めてですが3,500万円ぐらいの費用がかかってきたというところで……

○島村 勉委員 それは別だから。市の職員が引き上げたから安くなったって、そういう問題じゃないと思う。

○岡田隆史農政課長 農林公園を開けて存続させるのは、やはりどなたかが管理しなくちゃいけないということで、物産館とかレストラン棟とか、その辺の使用料については、かかる経費はもらうということで相殺、差し引きして指定管理料、今回2,660万円ですが、相手からの見積りもあります。その辺を指定管理料としてお支払いしているわけでございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、ほかのところもそうだけれども、道の駅でもそうだけれども、そういうふうに物産を売ったりしたら売上げの何%だか、いろんな考えあるんだと思うけれども、多少なりとも収入があるということであれば、いいと思うのよ。多分物産館の売上げ自体はアグリメディアが徴収するんだろうと思うね。やりくり、この2,600幾らじゃ足りないからと言うかどうか知らないけれども、だから、市がそれほど出してやってまで維持管理しなくちゃいけないものなのか。これから10年間も、下手したら20年間も。前も言ったけれども、売上げが少しでも入るのであれば、その維持管理費とかというのに充てられるとは思うんだけども、何でも壊れたら市がほとんど金を払ってやらなくちゃいけない、当たり前指定管理料は2,660万、これから下がるようなことはないと思うし、それが本当に市民のためになるんだかどうかなんて、と思わないのよ。

いいよ、これエアコンのことだからね、それで設計調べてみる。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう。

増田委員。

○増田敏雄委員 リース会社、契約の形は若干違うと思うんですけども、自分の経験で自分がやったときに、10年でリース終わりますよね。そしたら延長で毎年幾ら払ってくださいということで払うようになっちゃって、やめるといったら、それを外して返品してくれと、10年契約終わったので、その機械が要らないんだったらあなたの費用で外して返してくださいと。延長したかったら費用を払ってくださいと今払い続けているんだけど、それは会社によって方式が違うから分からない、オリックスでやったんだけど、そういう契約もあるので、10年終わった後はどうなるか、ちょっと確認です。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 リース期間10年ですが、10年終わった時点で無償譲渡ということだったので、物はそのままいただけるということでございます。その後10年使うか20年使うか分からないんですが、壊れるまで使うということでございます。

○増田敏雄委員 はい、ありがとうございます。確認でした。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
農政課長。

○岡田隆史農政課長 1点お願いがございます。

今回こちら資料出させていただいておりますが、委員会でご質問出たんで出させていただいておりますので、外部には出さないようにお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 皆様、よろしくお願いいたします。

○島村 勉委員 でも、調べなくちゃならない、これ値段が適正かどうか。

○岡田隆史農政課長 その場合には、金額を抜いていただいて、見積りを取っていただければなと思いますが。

○島村 勉委員 違う、違う、じゃなくて、出すんじゃなくて、これが幾らで入るかって、俺なんか昔やっていたからね。適正な価格かどうかを調べるんで、見積り出してもらった。別にみんなに見せるとか、そういうんじゃなくて。ただ、高ければ高い、おかしいと言うかもしれないけれどね。

○齋藤万紀子委員長　じゃ、こちらのデータに関しては、基本消去という形になるという理解でよろしいですか。

○岡田隆史農政課長　そうですね、委員会ある程度終わりましたら、消去ということをお願いしたいと思います。ほかの業者さんから見積り取る場合には、金額を抜いた状態で見積りを取って確認していただければなということでもあります。

○齋藤万紀子委員長　了解いたしました。またよろしく願いいたします。
では、以上で質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前　9時45分　休　憩

午前　9時50分　開　議

○齋藤万紀子委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
生涯学習部長。

○新井和典生涯学習部長　皆様、おはようございます。生涯学習部長の新井でございます。
まず、本会議に際しましては、大変皆様にはお世話になりました。ありがとうございます。お礼申し上げます。引き続き本委員会での審査につきまして、よろしくお願いいたします。

今日は、議案第1号　令和7年度羽生市一般会計予算の審査でお世話になります。

また、週明けの17日月曜日には、議案第9号　令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）及び議案第10号　令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）の審査でお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案説明のために出席しております職員を紹介させていただきます。

生涯学習課長の佐藤でございます。

○佐藤友美代生涯学習課長　佐藤です。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長　図書館長兼郷土資料館長の阿久津でございます。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長　阿久津でございます。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長　スポーツ振興課長の根岸でございます。

○根岸　剛スポーツ振興課長　根岸です。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 なお、各課同席の職員は、後ほど課長から紹介をさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

着座で失礼いたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算、別冊1のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。

生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 改めまして、おはようございます。生涯学習課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席しております職員を紹介いたします。

生涯学習係長の前澤でございます。

○前澤有佑生涯学習係長 前澤です。よろしくお願いいたします。

○佐藤友美代生涯学習課長 それでは、恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分の主なものについて順次ご説明申し上げます。

予算説明書の152ページ、説明欄中段をご覧ください。

社会教育総務費一般経費576万5,000円について、主なものをご説明申し上げます。

153ページに移ります。

12節委託料14万5,000円のうち、羽生市二十歳の集い写真撮影委託料4万6,000円につきましては、式典中の写真撮影や式典終了後に中学校区ごとに集合写真の撮影を行い、後日、インターネットを活用して無料配信するものです。また、その下、家庭教育支援事業委託料9万9,000円につきましては、共働きやひとり親世帯が増えつつある中で、子どもたちの居場所をつくるための家庭教育支援関係事業を市内NPO法人に委託し、実施するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金149万5,000円につきましては、子ども大学実行委員会などへの負担金及び市文化団体連合会など6つの社会教育関係団体への補助金でございます。

続きまして、154ページをご覧ください。

放課後子ども教室推進事業でございます。本事業は、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域の方々と様々な活動を行うとともに、異なる年齢間の交流を深めることで子どもたちの健全育成を目指すものです。令和7年度に実施をいたします小学校は6校で、岩瀬、羽生北、羽生南、手子林、新郷第一、羽生東小学校でございます。

なお、放課後子ども教室は、県からの放課後子ども教室推進事業補助金を活用して実施をしております。

それでは、予算額148万5,000円について、主なものをご説明申し上げます。

1節報酬13万3,000円は、放課後子ども教室運営委員44人の報酬です。運営委員会は、年に1回、2月頃に開催をし、放課後子ども教室のコーディネーターや指導員のほか学校や地域を代表する方々と共に、主に活動や運営の内容、安全管理等について協議をし、活動に生かしております。

次に、7節報償費109万1,000円は、放課後子ども教室の指導員であるコーディネーターと指導員の報償金及び琴の教室やサツマイモ掘りなど体験活動を行う特別教室に係る講師謝金でございます。

続きまして、人権教育一般経費でございます。

本項目は、市民に向けて生涯学習の視点に立った人権教育、啓発活動を行う事業です。併せて、その拠点となる集会所の管理運営を行っております。

それでは、予算額1,338万2,000円について、主なものをご説明申し上げます。

7節報償費266万円につきましては、各集会所で実施する集会所学習並びに人権教育指導者研修会などの講師謝金等でございます。

155ページをご覧ください。

12節委託料318万9,000円につきましては、主に市内5か所の集会所の維持管理及び人権教育研修のための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料119万8,000円の主なものは、自動車借上料111万7,000円で、親子交流の集いや移動学習など、集会所学級で使用するバスの賃借料でございます。

次に、14節工事請負費133万5,000円の主なものは、稲子集会所のエアコン交換工事118万5,000円でございます。昨年8月の落雷の影響でエアコンが故障

し使用できない状態であるため、交換をするものです。

続きまして、156ページ下段をご覧ください。

公民館一般経費でございます。本項目は、市内9公民館の管理及び事業運営に係る予算でございます。

それでは、予算額9,630万4,000円について、主なものを申し上げます。

1節報酬4,110万4,000円につきましては、公民館運営審議会委員105人及び会計年度任用職員である公民館長9人と一般事務補助員25人の計34人の報酬でございます。

次に、7節報償費138万3,000円は、9公民館で開催する主催講座の講師謝金でございます。

157ページをご覧ください。

10節需用費2,472万7,000円のうち、光熱水費の上下水道料97万9,000円は、昨年12月の料金改定の影響により前年度予算額より30万5,000円の増額となっております。一方で、電気料1,186万5,000円につきましては、近年の執行状況を踏まえ、前年度予算額に比べ250万円の減額となっております。また、修繕料484万3,000円については、公民館内の誘導灯や消火栓設備などの消防設備のほか、公民館の雨漏りやトイレの修繕などがございます。各公民館からの修繕要望のうち、緊急性の高いものを優先に修繕を進めてまいります。

次に、12節委託料1,639万2,000円につきましては、9公民館及び各地区グラウンドを維持管理するための各種委託料でございます。

そのうち1つ目の項目、清掃業務委託料658万1,000円については、前年度予算額と比較すると82万1,000円の増額となっております。主な要因は、三田ヶ谷公民館敷地内にある切り株7本を伐根するものです。この切り株に蜂の巣が作られてしまい危険であることから、これらを伐根し撤去することで、利用者の安全を確保いたします。

また、下から3つ目の項目、樹木伐採業務委託料287万4,000円については、桜の木の伐採業務でございます。クビアカツヤカミキリの被害により枯死している桜の木30本を、国庫補助金を活用して伐採してまいります。

158ページをご覧ください。

14節工事請負費395万4,000円につきましては、9公民館及び地区グラウン

ドの改修工事にかかるものでございます。令和7年度で予定している主なものとしましては、手子林公民館の調理室エアコン設置工事及び村君公民館の和室エアコン改修工事などでございます。

また、今年度、市内公共施設においてエアコン室外機の盗難が相次いだことを受け、室外機を壁に取り付けるなどの盗難防止工事13万3,000円も実施いたします。

続きまして、164ページ中段をご覧ください。

産業文化ホール一般経費7,555万6,000円について主なものを申し上げます。

10節需用費、修繕料325万1,000円につきましては、空調設備であるエアハンドリングユニットの修繕、その他緊急修繕に対応するものでございます。

次に、12節委託料7,230万5,000円の主なものは、羽生市産業文化ホールの管理運営業務に係る指定管理料でございます。指定管理期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間で債務負担行為を設定しており、令和7年度は4年目となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 生涯学習課所管部分における新規の事業並びに重点事業について、ご説明のほうちょっとお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 生涯学習課の令和7年度重点事業といたしまして、2点申し上げます。

1点目は、ソフト事業についてです。市民の学びの機会のさらなる充実を図りたいと思います。

現在におきましても各公民館で様々な講座を実施いたしておりますが、参加した市民の皆様からもっと地域のことを知りたいといったお声もいただいております。地域の特色を生かした講座の開催のほか、市民講師など市民の持つ技術や能力を活用した講座の実施、それから子ども大学など子どもが学校以外で学べる場の提供など、多くの市民が主役となって参加できる学びの機会を充実させてまいります。

2点目は、ハード部門です。安全・安心な施設管理を進めてまいりたいと思います。

生涯学習課では、9つの公民館に加えまして5つの教育集会所、地区グラウンド、夜

間照明、産業文化ホールと大変多くの施設を管理しておりますが、その多くが建設から40年を経過しており、それぞれ老朽化が進行しております。そこで、令和7年度は、繰り返しの説明にはなりますが、不具合が生じております公民館の施設の工事ですとか、または産業文化ホールの空調設備の修繕、そして集約化を見据えました地区グラウンドの夜間照明施設の撤去など、修繕が必要なものについて順次実施をし、引き続き安全に、そして安心して施設をご利用いただけるよう努めてまいります。

重点事業については、以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 157ページの三田ヶ谷公民館の蜂の巣が出て伐採したと、これはどういう。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 こちらが、三田ヶ谷公民館の、位置としましては北側になります。現在におきましては駐車場として活用しているところの一部になりますが、最も北側の部分が現在駐車場としても利用できず、切り株7本が出っ張った状態になっている状態で、何の活用もしていない状況でございます。この切り株に春から夏、秋にかけて蜂が毎年巣を作ってしまうと、利用している大人はもちろんですが、お子様方におきましても危険であるというお声が届きました。これに伴いまして、そのリスクをなくすために、切り株伐根7本分として56万5,600円を計上しているものでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 もう一回切っちゃったやつが、ここに出ているやつにということ。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 おっしゃるとおりでございますが、何年も前に木としては切ったものなのですが、地面から10センチ、20センチ出た状態で切つてあるものから、そちらが出ているだけでも危ないのですが、蜂の巣が作られてしまうということで、このたびは根っこから取り除くということで予定をしております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今、大天白も20何本切って、1メートルぐらい切ったままに置いてあるんだけど、そういうのもちゃんとしていかないと、次から次へと出るんじゃないの。葛西用水のはたもそうだよね。みんな半端に切ってそのままになっているけれども、そういうのはどうするんですか。

○斎藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 所管しております公民館の敷地内、集会所も含めまして、そちらに関しましては、こういったものがほかの施設にないか確認を進めてまいりたいと思います。それ以外の公園などについては、我々のこういった動きなどについても所管課にお伝えしてまいりたいと思います。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 これは公民館、公園はまた管理が違うということ。だけど、市としては一貫してそういうふうにやっていかないとまずいんじゃない。私の課はちゃんとやっていきますよ、ほかは知らないよじゃなくて、その辺はきちっとやっていかなきゃおかしいかなと思うよね。

○斎藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 こういった意見が委員会の中で出たということ、しかるべき所管課に伝えてまいりたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 公民館一般経費の157ページの10節の需用費の中の修繕料の説明の中で、ちょっといろんな修繕の中でトイレの修繕もするということがあったんですけど、それは和式から洋式に替える工事なんですか。

○斎藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 来年度予定しておりますトイレに関する工事は、和式から洋式に替えるものではございません。水の流れが悪いということで、川俣公民館で修繕を予定しております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員　ちなみに、公民館の中でちょっといろいろご相談もあるんですけども、どれぐらい率的に和式から洋式に替わってない部分、何%ぐらい公民館の施設があるのか、分かりますかね。和式から洋式にしてほしいと、いろいろあるんですけども、公民館としてどれぐらい今替わっているんですか。

○斎藤万紀子委員長　洋式化率ということですね。

生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長　各公民館によって数字はそれぞれですが、おおむね50%を超えている状態で洋式化はしています。男性女性とも洋式トイレがないということはないんですけども、今は洋式化よりも、便座を温かいものにしてほしいというお声が届いています。実際今年度も、限られた予算の中で少しずつ進めておりまして、ある程度洋式化は整っているというふうに担当課としては認識をしているところでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長　ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとの委員　157ページあたり、修繕費とかでいいですかね。

公民館とかでエアコンの室外機の窃盗があったという話ありました。これに関して、例えば保険とかで支払われたのでしょうか。その上で、ご説明の中にもあったんですけども、ちょっと取られないような形の施策を講じるみたいなお話あったんですけども、保険で支払われないところの分をさらに付け足して修繕をするのか。その費用というのが、ここの修繕料のところに入っているものなのかということ、ちょっと確認したい点が1点。

あともう一点、ナイター設備の話ありました。ちょっと質問した手前、責任持って聞かなければいけないと思うんですけども。あれを今回撤去の方向で進めていくという話なんですけど、この分野の中のどの辺の費用が節約されるような形になるのかということ、ちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○斎藤万紀子委員長　生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長　まず、ご質問の1点目の室外機の関係は、予算項目で申し上げますと公民館一般経費の14節の工事請負費になります。ページが、158ページですね。こちらで予定しておりますのが13万3,000円になりますが、まず保険の対応ですけども、昨年8月に川俣で室外機を盗難されたときには、その一部が保険の

ほうが出ました。ですけれども、実際設置した後に保険のほうが出るという形で、設置費用27万円は単費で対応いたしました。ちょうど夏場の窃盗だったものですから、なるべく早くということで8月末には設置が完了した次第でございます。

それから、盗難防止こういった内容かというご質問だったかと思いますが、実際今年度も限られた予算の中でできるところは進めてまいりまして、来年度も引き続きというところです。具体的には、室外機を置いているだけではなく壁に取り付けるような工事、または、センサーライトを設置するという公民館もございました。こちらに関しては、昨年8月に川俣で被害を受けた際に、警察の方も駆けつけていただきまして、こういった対策が効果的だろうというアドバイスをその場でいただきまして、壁への取り付け、センサーライトの設置、そしてお金のかからないところで室外機自体に太いマジックペンで川俣公民館、何とか公民館、所管している集会所も全てすぐに書いたという対応をいたしました。

室外機については、以上になります。

それから、地区グラウンドの夜間照明施設の撤去に関しましては、来週月曜日の補正予算のところで詳しくご説明をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。質疑のほう、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、図書館・資料館所管部分について、図書館長兼郷土資料館長に説明を求めます。

図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 改めまして、おはようございます。図書館兼郷土資

料館長の阿久津でございます。よろしくお願いいたします。

同席しております職員をご紹介します。

郷土資料館文化財・郷土資料係長の小林でございます。

○小林一正文化財・郷土資料係長 小林です。よろしくお願いいたします。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 それでは、大変恐縮でございますが、着座にて説明をさせていただきます。

令和7年度一般会計当初予算案のうち、図書館・郷土資料館所管部分につきまして、順次ご説明申し上げます。

予算書159ページでございます。

図書館一般経費6,368万1,000円につきまして、説明をさせていただきます。

1節報酬3万5,000円は、2回の図書館協議会開催予定分の委員報酬でございます。

7節報償費9,000円は、読み聞かせ講座を開催する際の講師に対する謝金でございます。

8節旅費1万円のうち、普通旅費1万円は、埼玉県図書館協会研修会等の旅費でございます。

10節需用費1,129万円のうち、主なものを申し上げます。

消耗品費311万1,000円の主なものは、年間約1,400冊、約95タイトルの雑誌購入費や新聞8紙の購入費、ブックスタート等で配付する絵本等の費用でございます。

予算書の159ページから160ページにわたります。

次に、光熱費673万2,000円の主なものは、図書館・郷土資料館全体の電気料660万円でございます。管内の照明機器のLED化の導入をいたしまして、電気料の削減に努めております。

次に、修繕料139万3,000円は、主に緊急修繕のための費用55万円及びオーバースライダー交換費用でございます。

12節委託料3,623万8,000円の主なものは、清掃委託料や夜間警備委託料などの施設の維持管理のための経常的な業務委託と、本の検索などのシステム保守業務委託や窓口業務委託料などでございます。また、窓口業務委託料につきましては、令和6年度から8年度までの3年間の債務負担行為の2年目となります。

予算書160ページから161ページにわたります。

使用料及び賃借料363万5,000円の主なものは、使用料のうち図書館システムのサーバー使用料と、賃借料のうちシステム機器のリース料である電子機器借上料でございます。

17節備品購入費830万1,000円の主なものは、図書の購入費800万でございます。約4,000冊の本の購入を予定してございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、2万6,000円は、日本図書館協会の1万4,000円と、土地改良区負担金4,000円並びに防火管理者講習会負担金8,000円でございます。

以上が、図書館一般経費でございます。

続きまして、文化財保護一般経費1,241万8,000円でございます。

文化財保護一般経費について、主なものを申し上げます。

1節報酬12万8,000円は、文化財保護審議委員、宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保存検討委員会のそれぞれ7人の報酬でございます。

7節報償費25万4,000円は、主に文化財に関わる講座の講師謝金などでございます。令和7年度の事業といたしまして、羽生学講座、川俣三村家の建築をテーマとした講演会やムジナモシンポジウムなどを予定してございます。

予算書161ページから162ページにわたります。

10節需用費45万4,000円のうち、消耗品費として14万円、ムジナモ保護増殖事業消耗品、文化財調査消耗品、郷土芸能発表会消耗品等でございます。

続きまして、162ページでございます。

11節役務費47万8,000円の主なものは、手数料42万8,000円で、指定文化財の管理手数料となります。指定文化財を所有、管理している個人や団体に対し支給をしております。保険料4,000円につきましては、郷土芸能発表会の傷害保険料でございます。

12節委託料869万2,000円の主なものは、国・県補助金の充当事業につきましては、国・県補助金の充当事業ごとに申し上げます。

まず、国の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の充当事業につきましては、4事業でございます。

1つ目は、一番上の項目、ムジナモ保護増殖委託料135万円で、ムジナモ自生地の

水質や水生植物、植物の分布などを調査するため、埼玉大学に委託するものでございます。2つ目は、その2つ下の宝蔵寺沼ムジナモ自生促進業務委託料460万9,000円で、ムジナモ自生地の草刈りや水路を重機で掘りまして、ムジナモの植生域を復元する業務でございます。3つ目は、その2つ下のムジナモ自生地管理作業委託料127万1,000円で、ムジナモの自生地の管理に係る委託料でございます。最後4つ目は、その下の上新郷遺跡遺物整理作業業務委託料91万3,000円で、出土した遺物を図化する業務の委託料でございます。以上の4事業に充当いたします。

続いて、県の文化財保護事業費補助金については、委託料の下から4つ目の勘兵衛松葉剤散布業務委託料21万6,000円と、下から2番目の上新郷遺跡遺物整理作業業務委託料91万3,000円に関わる事業費に充当いたします。

13節使用料及び賃借料178万5,000円は、機械借上料で、文化財包蔵地の出土調査で使用するバックホーのオペレーターつきの借上料でございます。

なお、こちらの財源につきましては、国庫補助金と県の補助金を活用し事業費へ充当いたします。

17節備品購入費13万2,000円は、庁用器具費として永明寺古墳資料整理用備品、展示用備品を購入したいと思います、購入いたします。

18節負担金補助及び交付金48万3,000円は、負担金として4万円の内訳は、埼玉県文化財保護協会の負担金2万円並びに東部地区文化財担当者会の負担金2万円でございます。

補助金18万2,000円は、ムジナモ保存会への補助金、交付金20万3,000円は、地域活動交付金5地区への交付金でございます。郷土芸能発表会交付金5万8,000円は、郷土芸能発表会へ参加団体への交付金でございます。

続きまして、郷土資料館一般経費906万1,000円につきまして説明させていただきます。

1節報酬2万8,000円は、郷土資料館運営委員報酬でございます。

8の旅費1万円の普通旅費は、埼玉県博物館連絡協議会総会及び研修会等の旅費でございます。

10節需用費87万2,000円の主なものについて申し上げます。

消耗品費35万5,000円の主なものは、企画展示の案内看板や収蔵物の整理用品など、主催事業等に関わる費用でございます。燃料費につきましては、公用車が今年度

から1台増車となり2台となりましたので、6万4,000円に増額してございます。
次に、修繕料33万円は、緊急修繕のための費用22万円や、公用車車検整備費用などでございます。

11節役務費21万3,000円のうち主なものは、郵便料2万5,000円や電話料金12万円でございます。

予算書164ページにわたります。

12節委託料81万円の主なものは、展示資料や収蔵資料の防虫防カビを目的とし実施する燻蒸の委託料20万2,000円や、企画展を開催する際の約2か月分の監視業務委託料でございます。

17節備品購入費40万6,000円の主なものは、庁用器具費として収蔵庫温度管理用サーキュレーター並びに乾燥除湿器を購入する予定でございます。並びに、簡易ドライクリーニングボックスも購入をいたします。及び郷土歴史の資料といたしまして、主に文学書籍の購入費10万円でございます。

18節負担金2万4,000円は、埼玉県博物館連絡協議会1万4,000円と埼玉県地域史料保存協会連絡協議会1万円の負担金でございます。

以上で、図書館・郷土資料館所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 担当所管内における新規事業と重点事業について、ご説明のほうお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 図書館・郷土資料館、来年度の重点事業並びに目標ということで、まず、大前提であります図書館につきましては、読書活動の充実、図書館サービスの充実といたしまして、市民ニーズと社会変化に即した図書館資料の収集、提供を継続いたします。並びに図書館の利用環境の整備充実ということで、施設維持のための計画的修繕を実施したいと思います。また、補正のとき申し上げますが、1986年の開館以来36年が経過しております館内のエレベーターの修繕を行いたいと考えております。

並びに資料館といたしまして、文化財の保護、郷土資料の継承、文化財の調査、保存と活用を継続してまいります。特に、今年度ムジナモ野生復帰を果たしたいということで、記念のシンポジウムを開催する予定でございます。並びに、永明寺古墳の県指定史跡が10周年を迎えますので、10周年のパネル展示を開催したいと考えております。

並びに、郷土資料館、本来の仕事でございます保存と展示、講座の充実を挙げさせていただきます。企画展といたしましては、ちょうど太平洋戦争戦後80周年に当たりますので、戦後80周年記念展の開催を予定しております。並びに、羽生市の歴史や文学を学ぶ羽生学講座並びに工作体験等も含めます体験講座の開催を予定しております。

失礼しました、先ほど申し上げました図書館でございますが、開館以来39年でございます。36年を申し上げてしまいました。訂正いたします。

図書館・郷土資料館ともに、生涯学習の推進と文化活動の活性化を図り、豊かな学びで夢と希望が輝く羽生市の教育に貢献してまいりたいと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 160ページが一番上、電気料のところのご説明でLEDに替わったなんて話もありました。ここには随分3分の2ぐらいなので、これは去年が多く見積もったせいかな、それともLEDの効果なのかというのを、ちょっとお聞かせ願えますか。

○齋藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 今年度にLEDの工事を行いまして、電気料のほうは削減はしてございますが、電気料の値上がり等に関しまして、ちょっと1年間のトータルですと約200万円ぐらいは削減の予定でございますが、ちょっと年度末にまた調査したいと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 あともう一点、162ページの13節の機械借上料のところなんですが、去年よりちょっと上がっているのは、何か人件費の高騰とか、そういったものを受けてというお話なんですか。ご説明のほう、ちょっとお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 業者に見積り取ったところ、やはり人件費等の値上

がりに関しまして若干の増額となっております。

○田口さとる委員 分かりました。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 エレベーター工事ということなんですけれども、いつ頃壊れたんでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 エレベーターにつきましては、定期的な点検等はもちろん実施してございまして、故障はしていません。ただ、エレベーターも2台ございまして、1階と2階、図書館の会議室等を結ぶ人が乗るエレベーター、並びにバックヤードのほうに積層書庫と言いまして、図書を収蔵する大きな倉庫がございまして、そこが2階建てになってございまして、本を上げ下げするエレベーターがございまして、そちらのほうに若干誤作動してございまして、39年も経過してございまして、エレベーターにつきましては、既存の部品等をできるだけ利用いたしまして修繕という形で、予算のほうは最初の支払いで終わりますように努めてまいります。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 人が乗るエレベーターは、順調に動いているの。

○斎藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 特に誤作動ですとか、ドアが閉まっちゃったとか、そういったことはございませぬので、もちろん安全確保のための事前の修繕をしております。

○増田敏雄委員 了解しました。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

1点よろしいでしょうか。

○田口さとる副委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 163ページで燃料費なんですけれども、公用車の増車で増になったというご説明があったんですが、何台から何台になったのか。また、その活用の方法、何か使用先が増えたのかについて、説明をお願いします。

○田口さとる副委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 ご存じのように、今年度から今まで生涯学習課にあ

りました文化財保護係、こちらと郷土資料館のほうで一緒に仕事をすることになりました。

したがいまして、公用車につきましても、公用車と言いましても高齢介護課のお古の車を1台移管させていただきまして、やはり主に郷土資料館の文化財のほうの発掘調査ですとか、ムジナモ自生地調査とか、そういったことで出る機会が非常に多くなっております。

したがいまして、公用車1台、ほかの方からもらってきたお古の車が増えまして、それに伴う燃料費の増加でした。1台から2台に、1台増えました。

○斎藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる副委員長 戻します。

○斎藤万紀子委員 では、ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、スポーツ振興課所管部分について、スポーツ振興課長に説明を求めます。
スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の根岸と申します。よろしく願いいたします。

本日同席している職員を紹介いたします。

スポーツ振興係長の高見でございます。

○高見直輝スポーツ振興係長 高見です。よろしく願いいたします。

○根岸 剛スポーツ振興課長 失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、令和7年度一般会計予算のうち、スポーツ振興課所管部分について順次ご説明申し上げます。

予算書の165ページ、説明欄の2行目からになります。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費のうち、生涯スポーツ推進事業531万6,000円について申し上げます。

令和7年度は、前年度当初と比較いたしまして103万5,000円の減額で、減額の主な理由といたしましては、スポーツ推進委員のユニフォームの購入が隔年になることや、印刷業務の削減などによるものです。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。

1節報酬283万1,000円につきましては、スポーツ推進委員34名とスポーツ推進審議会委員に対する委員報酬でございます。スポーツ推進委員は、毎月定例会議においてスポーツ事業の内容の検討や実技研修を行うほか、はにゅうスポ・レクフェスタなど市の主催事業や地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及に関し、幅広い場面で中心となって携わっていただいております。

続きまして、10節需用費69万2,000円につきましては、フロアカーリング大会をはじめとする各種大会に係るメダルや賞品などの消耗品40万6,000円や、スポーツ推進委員だよりの印刷製本費20万4,000円等でございます。

18節負担金補助及び交付金159万4,000円につきましては、スポーツ推進委員が参加する各種協議会や研究大会等の負担金及びはにゅうスポ・レクフェスタ実行委員会への補助金でございます。

予算書の166ページに移ります。

説明欄1行目になります。はにゅうスポ・レクフェスタ実行委員会補助金150万円につきましては、市民のスポーツ・レクリエーション活動への関心を高める機会として、誰もが気軽に参加でき楽しめる体験型スポーツ・レクリエーションイベントはにゅうスポ・レクフェスタを開催するため、主催となる実行委員会に対し補助金を交付するものです。

続きまして、スポーツ団体支援事業417万4,000円について申し上げます。

こちらは、体育協会をはじめとするスポーツ・レクリエーション団体や各地区体育振興会への補助金で、金額については記載のとおりでございます。前年度当初と比較いたしまして、4万6,000円の減額となっております。

続きまして、第2目保健体育施設費について申し上げます。

保健体育施設費の予算額は4,519万2,000円で、前年度当初と比較して440万1,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、令

和6年度に実施した施設整備のための工事や実施設計業務が終了したためです。

それでは、保健体育施設一般経費について、主なものを申し上げます。

10節需用費250万6,000円のうち、修繕料につきましては、体育館の施設や体育器具の補修、緊急修繕のためのものでございます。

12節委託料4,188万7,000円のうち、市体育館等指定管理料4,138万7,000円につきましては、市体育館、中央公園及び小・中学校体育施設の管理等指定管理業務に係る指定管理料でございます。指定管理料につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間の債務負担行為が設定されており、令和7年度は3年目となっております。

17節備品購入費72万2,000円につきましては、老朽化した体操用のマットや持ち運び式のマイクつきワイヤレスアンプなどを購入するものでございます。

以上で、スポーツ振興課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 所管部分における新規事業並びに重点事業につきまして、詳しくご説明をお願いします。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課の重点事業、新規事業について申し上げます。

まず、ソフト面といたしましては、やはりはにゅうスポ・レクフェスタの充実というふうになってくるかと思えます。令和5年度に初開催をいたしまして、初年度が雨天開催のため屋外ブースができなかったという状態がありました。今年度、令和6年度、ようやく屋内外ともに開催することができまして、約1,000名の皆様にご参加をいただいたところでございますので、屋内外両方ともできたという2年間のノウハウを生かしまして、実施種目のバリエーションを増やすなど、さらなるスポーツ・レクリエーションの普及につなげていきたいと考えております。

2点目、ハード事業といたしまして、市体育館の整備充実です。市民が安全・安心にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、拠点施設として市体育館の環境整備を

継続的に行う予定でございます。3月の補正予算で計上させていただいております、令和7年度一体予算ということで市体育館空調設備の設置調査業務を行うなど、さらなるスポーツ・レクリエーション施設の整備に向けて進んでまいります。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 体育館の修繕250万円載っているんですけども、これはもうちょっと詳しく、どこで何を直すんですか。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 修繕料の250万円のうち、約100万円程度につきましては、毎年どうしても経年劣化によりましてメインアリーナ等の床の状態が、割れたりですとか、欠けたりすることがございますので、床の補修修繕を予定しておりまして、残りの150万円前後につきましては、突発的なやはり故障、設備の故障ですとか器具の故障について対応するために確保させていただいております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そうすると、あのバスケットコートの下も入っているんだ、床だからね。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 そうですね、やはりバスケットゴール等は重いものになりますので、どうしてもバスケットゴールを設置する周辺は傷みやすいということで、もちろん入っております。

○小野田和男委員 了解です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 スポーツ推進審議会委員の部分なんですけれども、こちらは15名で記載されているんですけども、去年たしか11名になっているんですけども、4名増えた理由を教えてください。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 こちらの予算書の表示につきましては、定数を書かせてい

ただくということで昨年度から修正をさせていただきます、条例上の定数が15名となっておりまして、委員の実数は昨年と同じ11名となっております。

以上です。よろしくお願ひします。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 はい、ありがとうございます。

もう一点、スポーツ少年団本部の補助金のほうですね、こちらスポーツ少年団本部のほうに補助金が、まずどう使われているのか教えていただきたいのと、あと10万円削減した理由をご説明ください。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ少年団本部補助金につきましては、今年度の予算額が60万円ということになっておりまして、主な使途としましては、事務局を仰せつかっておりますのでスポーツ振興課で事務処理をする事務費、消耗品を買ったりですとか、郵便で出す郵送代のほかに、スポーツ少年団に加盟している、4種目ございます種目部会への助成金、それから、いわゆる新規に団員を募集する、例えば体験会ですとか、あとは募集チラシを作っていただくような新規の団員を加入促進するような事業を行なっていたときに、各部会に助成をするというような形で活用させていただいております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 10万円削減をした理由というのは、何でしょうか。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 失礼いたしました。

削減をした理由といたしましては、各年度の各団体の内部留保額、いわゆる繰越額を見させていただいております。スポーツ少年団に関しましては、先ほど申し上げた助成、例えば新規の加入に対する開催事業が開催が少なかったりして使用しなかった場合は繰越金が増える状態になりますので、今回については繰越金の増加を見まして、予算要求で補助金の額を減らせていただいております。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、歳入について、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。
税務課長。

○五月女和則税務課長 税務課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。

税務課長補佐兼市民税係長の田口でございます。

○田口恵里子課長補佐兼市民税係長 田口です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則税務課長 着座にて、失礼いたします。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算の歳入のうち、税務課所管部分について説明申し上げます。

参考資料1、予算説明書6ページをご覧ください。

歳入、第1款市税の総額は、78億4,270万6,000円を見込んでおり、前年度比1億9,485万2,000円、2.5%の増となります。

第1項市民税は、30億2,878万9,000円を見込んでおり、前年度比1億1,203万7,000円、3.8%増となります。

それでは、税務課が所管する現年課税分についてご説明申し上げます。

第1目個人の現年課税分は、26億823万5,000円、前年度比8,992万1,000円、3.6%増を見込んでおります。増額の理由としましては、令和6年における企業の賃上げなどの影響を考慮いたしました。

第2目法人の現年課税分は、3億9,820万4,000円、前年度比2,208万6,000円、5.9%の増を見込んでおります。増額の理由としましては、法人市民税が国の法人税を基に算出されることから、国において令和7年度の法人税の増額を大きく見込んでいることを考慮いたしました。

第2項固定資産税は、39億1,137万3,000円、前年度比6,924万5,000円、1.8%増を見込んでおります。

第1目固定資産税の現年課税分は、38億8,501万5,000円、前年度比7,055万7,000円、1.9%増を見込んでおります。

このうち、土地は、前年度比532万3,000円の減、0.5%減の10億5,396万9,000円を見込んでおります。家屋は、企業の進出、工場の新設などにより、18億8,711万円、前年度比5,518万4,000円、3.0%増を見込んでおります。償却資産につきましても、企業の進出、工場の新設などに伴い、9億4,393万6,000円、前年度比2,069万6,000円、2.2%増を見込んでおります。

第2目国有資産等所在市町村交付金912万8,000円は、県営住宅等の土地建物に対する県からの交付金であります。

第3項軽自動車税は、1億7,994万9,000円、前年度比249万3,000円、1.4%の増を見込んでおります。

第1目環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月から排出ガス及び燃費性能の基準に応じ、環境性能に優れた車両の普及促進のために創設されたもので、前年度と同額の610万円を見込んでおります。

第2目種別割の現年課税分は、1億7,227万9,000円、前年度比243万3,000円、1.4%の増を見込んでおります。これは、長期の保有により税率が高くなる車両の増加や車両の購入によるものです。

第4項市たばこ税は、3億6,303万3,000円、前年度比547万8,000円、1.5%の増を見込み、第5項都市計画税は、3億4,801万2,000円、前年度比559万9,000円、1.6%の増を見込んでおります。

予算説明書の7ページをご覧ください。

第5項第1目都市計画税の現年課税分は、3億4,647万2,000円、前年度比570万9,000円増、1.7%の増を見込んでおります。このうち、土地は、前年度比0.2%の減、26万2,000円減の1億6,215万円を見込んでおります。また、家屋は、企業の進出、工場の新設などにより、前年度比3.3%増、597万1,000円増の1億8,432万2,000円を見込んでおります。

第6項入湯税は、令和6年度予算と同額の1,155万円を見込んでおります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 税務課所管部分で、特に注視している項目等ございましたら、ご説明のほうお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 今回歳入で注視する部分になりますと、個人住民税、こちら賃上げ影響によりかなり増額になっております。また、法人につきましても、国の法人税のほうはかなり現在伸びている状況でありまして、また、こちらにつきましても、諸外国の影響とかもございましてかなり不安定な部分がございますが、この2点を注目しております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 よく市長いわく、工場誘致によって固定資産税も上がるんですよと言っているんですが、じゃ、去年、おととしとか工場ができました。固定資産税、それによっていただきます、法人税ももらいます。この中で、固定資産税増える中で、どれぐらい貢献しているのかなと思うんですけども、分かりますでしょうか、分かれば。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 具体的な社名や税額について申し上げることができませんが、令和7年度では工場の誘致や新設などになりますと、およそ5社大きなものがございまして、金額でおよそ約3,400万円程度となっております。

以上です。

○小野田和男委員 はい、了解。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 ちょっと何点かお聞きします。

まず、固定資産税のところなんですけれども、先ほども小野田委員さんから話あったんですけれども、企業が入ることによって家屋の部分がプラスになると。例えば企業が

そこにある土地に建物を建てるとして、結構多くのケースで農地から工業用地のそういった形で転用がされると思うんですね。それによって地価が上がったりすることというのは、あまりここでは土地の税額には反映されないのかという点がまず1点。

昨今の物価値上がりがあるんですけども、確かに地価がそれに伴って上がったという話はあまり聞かないんですけども、今後そういったのが反映されて地価のほうもちょっと増額傾向にあるみたいなことは、今後あるのでしょうかという点が1つ。

それから、去年も聞きました、たばこ税が順調に上がっているんですけども、これはたばこの値上りとかが反映されているものなのかということ、ちょっとお聞きいたします。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 土地の価値が上がっていくのかというお話ですが、やはり建物とかができますと土地の価値のほうが上がっていきます。

また、2点目のたばこ税につきましては、私のほうで資料としまして、令和4年度と令和5年度の羽生市内のたばこの販売本数になりますが、令和4年度は6, 3 3 3万本、令和5年度につきましては6, 4 4 8万本となりますので、たばこのほうの売れ行きにしますと、令和4年度、令和5年度になりますが、上がっているかたちとなっております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 じゃ、禁煙ブームとか言いつつ、やっぱり本数も伸びているんですけど、というのが確認と、あと、私ちょっとさっき聞いたのは、農地とかだと固定資産税がすごく安いのが、工業用地とかになると建物建ったりすると思って、土地の固定資産税も上がるんじゃないかと思うんですけども、話だと、家屋のほうは上がっているけれども、土地のほうはどちらかというとなマイナスになっているという話だったように思えたので、その点でちょっと、家屋だけ伸びて、土地が上がることはないのかなということ、もう少しちょっとご説明いただけるとありがたいです。お願いします。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 土地の価格につきましては、最初の説明では、今回土地の税額のほう下がっているというお話をさせていただきました。こちらにつきましては、羽生市全体を平均しますとおよそ0. 4%ほど減っておりますが、一部の先ほど副委員長が

おっしゃられたような工業団地であったり、そういう工場のある部分は逆に上がっておりますので、平均するとおよそ0.4%下がっている。その中で、今回固定資産税として全体で見たところ、およそ0.5%の減という形で計算をさせていただいたところでは。

たばこ税が伸びているという理由ですが、たばこにつきましては、紙巻きたばこと加熱式たばこというものが2つございます。紙巻きたばこのほうは販売本数は減っておりますが、加熱式たばこのほうが販売本数が現在伸びております。それらを合わせますと、たばこの販売本数は現在伸びているという形になっております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時20分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。

収納課長。

○水谷幸治収納課長 改めまして、収納課長の水谷でございます。

同席しております職員を紹介いたします。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○水谷幸治収納課長 着座にて説明に入らせていただきます。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計当初予算の歳入のうち、第1款市税、収納課で所管しております滞納繰越分の市税の歳入予算につきましてご説明申し上げます。

画面、予算書の6ページの説明欄の滞納繰越分をご覧ください。

初めに、市民税につきましては、個人市民税2,098万、法人市民税137万円を計上いたしました。

続いて、固定資産税 1, 723 万円、軽自動車税 157 万円、次のページに行きまして、都市計画税 154 万円をそれぞれ計上しております。

滞納繰越分の市税の歳入合計は 4, 269 万円で、前年度に比べまして 103 万円の減でございます。

なお、予算額につきましては、過去 5 年間の収納率と不納欠損額の平均値を基に算出しております。

以上で、収納課が所管しております市税滞納繰越分の歳入予算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 滞納の市民税がもちろん多いんだけど、それに関連して固定資産税のほうも個人が多いのかな。

○齋藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 繰越しでございますので、前年度で徴収できなかったものを翌年度に上げさせていただいているという状況です。数字的から見ると、委員のおっしゃるとおりの数字が、固定資産税、それと市民税、これが大半を占めているというような状況でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ずっとになっちゃうんだね。これは、取るにも取れないという感じなの。

○齋藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 毎年出納整理が 5 月に終わります。

○島村 勉委員 何年だっけ、何年分。

○水谷幸治収納課長 5 年間の繰越しをやっております。年度が 5 月で出納整理が終わります。それで、6 月からいま一度ゼロに戻りまして、財産調査、その人の住民票等の所在調査等をさせていただきまして、そこで 3 つに分けさせていただいております。取れるものなのか、要は差押えですね、取れるものか、取ることができなく停止という、やめるのか、それとも微妙だなというところで据え置く、この 3 点に各職員のほうが調査をさせていただきまして、その中でどうしても残ってしまうというのがこの数字になっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 以前から比べたら随分減ったんだけどね。大変な苦勞しながらやっているのはよく分かります。はい、分かりました。

○水谷幸治収納課長 ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、さっきの説明で3つあって、停止という部分、もし停止という判断をしたら、この滞納繰越分から数字も消えちゃうということではよろしいのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 委員のご質問のとおり、停止です。停止の中には2種類ございます。通常ですと時効が5年でございます。それを調査した上で、3年停止、どうしてももう取れないという即時という停止というところがございますので、その停止のところでは、先ほど言いました3年後に消える、即時ですと翌年消えるという形で数字が減っていきます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、前年から100万円ぐらい計上が減りましたというふう
に説明がありましたけれども、全部この100万幾らかが回収した数字ではなく、停止
で減っているという部分も含まれているということではよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 ご質問のとおり、そのとおりでございます。回収と停止の両方で減
っているということになります。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、実際に回収できたのはどのぐらいなのでしょう。

○齋藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 昨年度末の滞納繰越での収入でございますが、4,324万
523円徴収のほうができております。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第1号、財政課所管部分について、第2条から第5条までを併せて財政課長に説明を求めます。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課財政係長の高橋でございます。

○高橋あい財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

それでは、令和7年度一般会計歳入予算のうち、一般財源及び財政課所管の特定財源についてご説明のほうさせていただきます。なお、特定財源につきましては、各課における歳出予算の説明の際、歳出に併せて特定財源についてもご説明させていただいております。

それでは、参考資料1、予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

まず、4ページになります。

こちらは、令和7年度の歳入予算の款別の総括表となります。合計でございますが、合計212億7,800万円、前年度と比較しまして額にして14億7,800万円、率にしてプラスの7.5%の増となります。

7ページに移らせていただきます。

第2款地方譲与税でございます。これは、国税として徴収したものを一定の基準に基

づいて国が地方に譲与するものになります。内訳になります。

地方揮発油譲与税は、ガソリン税の一部が、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものです。前年度と比較しまして13.6%の減となる4,820万円を計上いたしました。

続いて、自動車重量譲与税となります。こちらは、車の購入時または車検時に納付する自動車重量税の一部が、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものとなります。前年度と比較し4.3%減となる1億5,960万円を計上いたしました。

続きまして、森林環境譲与税になります。こちらは、森林環境税の一部が、一定の基準に基づき国から市に交付されるものになります。前年度と比較し16.4%の増額となる640万円を計上いたしました。

続きまして、第3款利子割交付金につきましては、預金利子に対する課税の地方税部分の一部が、県民税の所得割に応じて市町村に交付されるものになります。前年度と比較し190.5%の増額となる610万円を計上いたしました。

続きまして、第4款配当割交付金は、株式配当に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものになります。前年度と比較し56.1%増額となる5,090万円を計上いたしました。

第5款株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらは、株式の売却に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものになります。前年度と比較しまして63.5%の増額となる6,440万円を計上させていただきました。

続きまして、第6款法人事業税交付金でございますが、こちらは、法人事業税の収入金額の一部を都道府県が市町村に対して従業員数に応じて交付するものとなります。前年度と比較24.2%の増額となる1億3,660万円を計上いたしました。

続きまして、第7款地方消費税交付金になります。地方消費税交付金は、標準税率10%の消費税のうち2.2%が地方消費税となり、その一部が国勢調査人口及び従業員数により市町村に配分されるものとなります。前年度と比較しまして3.1%の増額となる12億8,400万円を計上いたしました。

第8款環境性能割交付金、こちらにつきましては、令和元年10月の消費税率の改正に伴い、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が新たに導入されたことにより交付されるものとなります。前年度と比較しまして4.4%の増額となる5,720万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金でございます。こちらは、住宅ローン減税による個人住民税の減税を補填するものでございます。前年度同額となる4,500万円を計上いたしました。

第10款地方交付税につきましては、国税の所得税、法人税、消費税、酒税と地方法人税をその原資としまして、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を国が保障するものとなります。前年度と比較しまして3.5%の増額となる24億3,500万円を計上いたしました。

内訳につきましては、普通交付税が、前年度費2.9%の増額となる29億7,500万円、特別交付税は、前年度比8.3%の増額となる2億6,000万円を計上させていただきました。

第11款交通安全対策特別交付金につきましては、交通違反の反則金等を原資として交通安全施設の設置及びその管理に要する経費のために交付されるもので、交通事故件数、人口、道路延長に応じて交付されるものになります。前年度と比較しまして25%の減となる600万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金につきましては、特定財源となるため、説明を省かせていただきます。

9ページに移らせていただきます。

第13款使用料及び手数料でございますが、こちら特定財源となりますが、財政課所管分の2点についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、市営駐車場使用料につきましては、羽生駅東口の駐車場の使用料となります。前年度と比較しまして2.1%の減となる552万円を計上いたしました。

続いて、行政財産目的外使用料592万6,000円のうち540万5,000円は、財政課管理の羽生駅自由通路など市有財産の貸付収入となります。前年度と比較しましてプラスの74万5,000円の増額計上といたしました。

10ページに移らせていただきます。

14款国庫支出金になります。国庫支出金は特定財源となりますが、財政課所管分についてご説明のほうをさせていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,000万円につきましては、令和6年度の国補正予算が昨年12月17日に成立したことに伴い、国の推奨事業メニュー分の羽生市へ示された交付限度額1億749万9,000円のうち、2,000万円分を令

和7年度当初予算に計上したものでございます。この2,000万円につきましては、学校給食費の無償化、令和7年5月実施分及び令和7年度通年で実施する給食費の据置き財源に予算充当いたしております。なお、残りの8,749万9,000円につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第9号）に計上させていただいております。

12ページに移らせていただきます。

県支出金につきましては、特定財源となるため、説明のほうを省略させていただきます。

15ページに移らせていただきます。

第16款財産収入につきましては、市有地の貸付けや売払いや基金の利子などの収入になりますが、そのほとんどが特定財源となります。

財政課所管分についてご説明させていただきます。財産貸付収入2,774万2,000円のうち、ホテルルートインに貸している建物敷4,595平米や駐車場敷3,887平米の土地代、また、自動販売機設置貸付収入となります。前年度と比較しましてプラス0.4%の増となる1,874万9,000円を計上させていただきました。

利子及び配当金につきましては、株式会社テレビ埼玉配当金3万円につきましては、前年度と同額でございます。前年度同額を計上させていただきました。

第17款寄附金につきましては、3億5,015万3,000円でございます。主なものにつきましては、ふるさと応援寄附金3億5,000万円でございます。

17ページに移らせていただきます。

18款繰入金でございます。一般財源となる財政調整基金と特定財源となる3つの特定目的基金から、前年度と比較しプラスの17.8%の増となる10億6,539万6,000円を計上いたしました。

財政課所管分につきましては、2点になります。財政調整基金からの繰入金は、前年度と比較し1,000万円の減額となる6億1,000万円、公共施設修繕引当基金繰入金につきましては、前年度と比較し1,000万円の減となる7,000万円を計上し、清掃センターや給食センターなどの修繕料、全13事業に充当させていただきました。

第19款繰越金でございますが、こちら前年度と同額の3億5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入5億3,820万円につきましては、前年度と比較し2.0%の減となります。このほとんどが特定財源となります。

財政課所管の主なものについて説明させていただきます。

第3項収益的事業の埼玉県都市ボートレース事業収入につきましては、埼玉県都市ボートレース企業団から構成する15市に対する収益金の配分金となります。前年度と比較しましてプラスの14.3%の増となる8,000万円を計上いたしました。

19ページに移ります。

第5項雑入中、埼玉縣市町村振興協会市町村交付金でございますが、こちらは振興自治宝くじを原資とした交付金となります。前年度と比較して5.3%の増となる1,800万円を計上いたしました。

20ページに移らせていただきます。

21款市債につきましては、前年度と比較し額にして3億410万円の減となる9億1,890万円を計上いたしました。また、臨時財政対策債につきましては、国の見通しに基づき、令和7年度はゼロ計上といたしました。

なお、令和6年度末時点における一般会計の借入金の残額見通しですが、前年度と比較しまして6億7,000万円の減額となる154億7,500万円を見込んでいます。

ここで、閲覧資料を参考資料1から別冊1、予算書に移らせていただきます。

予算書の2ページになります。

第3条地方債でございます。第3条地方債では、地方債の限度額や利率等の条件などを設定しております。

9ページに移ります。

第3表地方債の詳細になります。第3表の限度額の合計と、先ほどご説明させていただきました歳入の第21款市債の9億1,890万円が、こちら同額となります。利率の条件につきましては、現在の金利の動向を踏まえ、0.5%引き上げ年3.5%以内といたしました。

2ページに移らせていただきます。

続きまして、次に、第4条一時借入金になります。こちらは、一時借入金の限度額を定めたものとなります。年末や年度末などの支払いの資金繰りに窮したときに、金融機関から一時的に借入れできる限度額を25億円と定めており、一時借入金は当該年度に

返済することとなっております。なお、平成19年度以降、実施はされておられません。平成18年度が最後となっております。

次に、第5条予算の流用となります。歳出予算の流用について規定しております。通常は、項をまたぐ流用はできないこととなっておりますが、地方自治法により予算に定めることにより、予算の流用が可能となります。ここでは、給料、職員手当及び共済費のいわゆる人件費について流用が可能となる設定をしております。これは、当初予算編成時に新年度の職員配置が決定されていないことも一因となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 所管部分において特に重視している項目等ございましたら、ご説明をお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 歳入予算を組むのに当たりまして、後年度の財政運営に影響を及ぼさないよう、市債の借入額等、財政調整基金の取崩し額につきましては、後年度の財政運営、財政収支のバランスを崩さないよう意識しております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 ちょっとページのほう飛んじゃっているんですが、ご説明の中でこれからの地方交付税のところ、国内でのちょっと是正をするために、行政サービスの平等を保つために交付されるという話だったんですけども、ここ去年に比べて増えているんですけども、これが増える要因として、例えばじゃ全国的に羽生市のちょっと行政サービスが少し低いから増やしたよとか、そういう判断になっているのか、それとも単純に物価も上がったし交付できる量が増えたので、少しそれも増やしたよと、そういう判断になったのかということ、ちょっとご説明お願いいたします。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 一番大きな要因としましては、先ほど副委員長もおっしゃられたと

おり、まず国の地方交付税の総額が増えております。今回、地方交付税の予算を3,000億円、国が増やしております、国の総額で19兆円という金額になっております。まずは、その部分で全般的に各地方に配られる総額ベースが増えているという要因が一番大きいところでございます。

そのほか細かいところでいきますと、普通交付税を算定するときには収入と支出を、計算式ちょっとございますが、幾つか支出の部分で増える項目等があるんですが、やっぱりちょっとそれほど大きな要因とはなり得なくて、やっぱり一番大きな要因としては、国の総額が増えたというところが一番大きいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 ちょっと聞き漏らしたかとも思うんですけども、8ページかな、環境性能割交付金というのが210万円増えているんですけども、こいつはどういうもののでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 環境性能割交付金でございますが、こちら国のほうが以前は自動車取得税というものだったんですが、そちらが消費税を10%に上げる際に自動車取得税というものが廃止され、その際新たに環境性能が、すぐれた車両の普及促進の観点から排ガス性能や燃費性能の程度に応じて税率決定がされる環境性能割という新たな税が導入されました。この環境性能については、環境性能に応じた税率区分が適用されており、自動車の登録時に取得する人に課される税金となります。ここで言う環境性能割については、普通自動車の部分になります。軽自動車等については、市のほうに入る形になるものでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 先ほど聞いたのは、これ2ページのところに重量税が720万円減っているということになっているので、車が売れないから重量税が減る、片方、車の関係で210万増えている。じゃ、片方が減って、片方が増えるというのは、ちょっとバランス整合性がないかなと思って聞いてみたんです。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 こちらの環境性能につきましては、ちょっと言い方があれなんです
が、環境性能の高い電気自動車などにつきましては、税率がゼロでございます。ガソリ
ン車等につきましては、程度に応じてゼロから2%までかかるような形になります。こ
ちらの環境性能割交付金につきましては、ちょっと積算の仕方というのが、令和6年度
の決算の見込みを我々ちょっと出しておりまして、その上で国のほうが令和6年12月
27日に、令和7年度のこの辺の環境性能割を幾らぐらい地方に出すかというところの
見通しのほうを示してまいります。その見通しの中では、約11.5%環境性能割につ
いては令和6年度と比較しまして伸びるという見通しを示されております。その示され
た見通しを基に、ちょっと令和7年度当初予算のほうを計上させていただきました。

そういう意味だと、令和6年度に比べますとガソリン車などの売れ行きが、令和6年
度に比較しますと令和7年度国の見通しが上がっているという中で、予算のほう、まず
環境性能割については出させてもらったものでございます。

その上で、もう一個の重量税でございます。自動車重量税につきましては、車の購入
時や車検時に納付する自動車重量税の一部が配分されるものでございますが、こちらも
ちょっと考え方的にはちょっと似ているところがございますが、令和6年度の市の決算
見込みを一度立てた上で、来年度の国の見通しが2.1%の増となる見通しのほうを示
された中で今回伸び率を示しているのですが、令和6年度の決算見込みをちょっと少々
私どものほうで見た結果、2.1%の増と国の見通しあるんですが、ちょっとそれより
も令和6年度の決算見込みをちょっと低く見積もっております。

結果、予算ベース上だと4.3%減の1億5,960万円という形で計上させていた
だいたものでございます。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 単純な質問だったんですよ。車が売れるのであれば、重量税も増える
だろう。しかし、環境性能割はそれと比例していけば、重量税が上がれば環境性能も上
がる。でも、こっちがプラスマイナスで整合性がちょっと欠けていたから、どんなもの
かなと思って聞いたんですけれども。まあ、環境割についてはEV、ハイブリッド、こ
れが上がってくれば、両方とは整合性はないという解釈でいいのかな、どうなんでしょ
うかね。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 大きな考え方としましては、小野田委員さんおっしゃるとおりかと

思います。

ただ、幾つか別の要素もございまして、基本的にこれ国税のものを一度埼玉県に交付して、埼玉県からさらにそこから市道の面積と延長等によってさらに分配されるような形になります。なので、大きなものとしては、議員さんおっしゃるとおりでございますが、ちょっとほかの要素も幾つかある中で、少し配分として市に下りてくる段階では多少変わってくる要素もございます。

ただ、やっぱり車が売れば売れるほどこの税金が多くなる。ただ、EVに関しては非課税になってしまうので、環境性能割の部分に関しては、EVが売れば売れるほど、ここの部分は少なくなる部分もあるやもしれません。

以上でございます。

○小野田和男委員 了解です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 17ページの一番下、事業収入のところ今年また増えてありがたい話なんですけれども、この増えた要因、原因について教えていただけますか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 都市ボートレース事業収入が前年度より1,000万円伸びた要因でございます。まず、8,000万円という数字につきましては、こちら年末に都市ボートレース事業団のほうからもう事前に示された金額でございます。ボートレース企業団のほう、各地に増やした要因ですが、やっぱり単純に売上げが伸びているというふうには聞いております。この数年、企業団さんのほうから聞いている話としましては、コロナ禍から今に至るまで順調に舟券が伸びているという中で、各市に配分できる配当金を増やすことができているというふうに企業団のご担当者の方からは聞いております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

1点だけよろしいでしょうか。

○田口さとる副委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 歳入の構成比なんですけれども、今回ついに自主財源と依存財源の割合が逆転したわけなんですけれども、こちらについて財政課としてはどのように考えているのか。また、難しいと思うんですが、来年度以降の見込みなどありましたら教えてください。

さい。

○田口さとる副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、予算規模でございます。予算規模が今回前年度の198億円から212億円という形で7.5%、額にして14億円増える形でございます。この14億円をどのような形で財源で賄ってきたかというところでございます。

一般財源の一番大きな部分につきましては、やはり1款の市税の部分でございますが、こちら昨年度と比べて1億9,000万円ということで約2億円伸びているところでございます。市税のほうも順調に伸びているところではございますが、とはいいつつも、そのほかの部分で賄っている部分が大きくて、そういったしますと、ちょっとほかで伸びている部分と言うと14款の国庫支出金の部分が最も大きいかと思えますけれども、この部分につきましては、8億4,685万4,000円前年度と比べて伸びている形でございます。

じゃ、なぜこの部分が伸びているのかというところでございますが、最も大きい部分では、やはり民生費、扶助費の部分で、やっぱり児童手当の拡充の部分あたり、やはり国が一昨年から示しておりますこども未来戦略の部分、こちらにつきましては国・県支出金でほとんど賄っているという部分、市の負担というのが4分の1から6分の1となっているので、そうしますと、その部分。また、ちょっと戻りますと、その辺の部分が一番大きく予算規模として伸びている部分。その中で財源として伸びている部分というのが、国・県支出金のあたりという形になりますと、やっぱりこの後もやはり依存財源が少なければ少ないほど財政運営としては好ましいところではありますが、この流れが続くような形になるようであれば、やはり依存財源の比率のほう伸びていく可能性のほうが高いのかなとは、今の段階では思っているところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。

○田口さとる副委員長 お返しします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、よろしいでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 5ページに公債費が20億円ここへ出ていますけれども、これは前年から4,300万円ぐらい増えているけれども、これから金利が上がってくると思うので、どれぐらいの金利を想定しているんですかね、それをちょっと。うんと上がるとち

よっと困るかなと思ひまして。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 こちらの公債費につきましても、元金の部分、元金払いのほうが一億九千五百万円、未払いのほうが五千五百万円ぐらい、もうざっくりのイメージなんですけど、金利動向につきましても、財政部局としてもちょっと今気にしております。政策金利が上昇するかもしれないと日銀が言っている中で、令和七年度予算については想定としては少し微増、予算としては増にしたんですが、想定としては少し微増としております。その上で、もし大幅に上がるようであれば、年度途中でも予算補正についてもご相談させていただかなければいけないことになるかと思うんですが、現在は金利につきましても微増で考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 これは言えなければ言えなくて結構なんですけれども、預けるときと借入れするとき、これはコンペしていると思うんですけども、参考に預けるとき、借りるとき、どのぐらいの金利で一応やっているんでしょうかね。言えなければ言えなくて結構ですから。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、借入れにつきましても、直近で3月下旬に国から借り入れる20年返済の利率につきましても、1.4%で借りる予定で今おります。預金利子につきましても、今現在でございますが、令和七年度予算想定では0.1%を想定して上げさせてもらいました。ただ、もう既に上がってきておまして、恐らく3月のコンペの見直しの段階でちょっと0.1%よりさらに上がってくるというふうに見通してございます。ちょっとどのぐらいまで上がるのかというのは、ちょっとまだ今見えていないところでございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 ありがとうございます。

1.5って、もうちょっと安いかと思ったけれども、高いんだね。ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 では、ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。
続きまして、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。討論はよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○齋藤万紀子委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。再開は1時といたします。お疲れさまでした。

午後 零時14分 休憩

午後 1時00分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号 令和7年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、別冊1を議題といたします。

商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課、今成でございます。

同席しております職員は商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 小林です。よろしく願いいたします。

○今成義暢商工課長 よろしく願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第3号 令和7年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計

予算について説明申し上げます。

タブレット端末に表示しました、令和7年度羽生市一般会計特別会計予算説明書の204ページをご覧ください。

最初に、歳出のほうから説明申し上げます。

ページ右側の説明欄、一般管理事業546万7,000円について申し上げます。

10節需用費2万6,000円は、銀行が掛金を口座から引き落とした後、事業所に発送する口座振替済通知書に目隠しシールを貼っていただくため、その購入費用でございます。

次に、11節役務費136万2,000円ですが、その内訳といたしまして、通信運搬費が郵便料、切手代3万4,000円がございます。次に、手数料として3つございます。1つ目は、お預かりした掛金を管理運用している住友生命保険相互会社に支払う資産管理運用手数料126万6,000円、2つ目は、掛金の口座引落としの手数料として市内金融機関へ支払う口座振替手数料が2万6,000円、3つ目は、基金運用をお願いしております先ほどの住友生命保険相互会社が運用会社として安全かどうか、その信頼度の確認のため信用調査を行う企業信用調査手数料3万6,000円でございます。

次に、12節委託料396万円は、システム管理運営業務委託料で、加入口数、加入期間、変動する利子率等、複雑な退職金の計算を正確に行うための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料11万9,000円は、インターネット上で振替が可能なインターネットバンキングの使用料として武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫に支払う使用料でございます。

続きまして、2つ目の◎共済費、共済事業7,816万4,000円について申し上げます。

まず、18節負担金補助及び交付金6,000万円は、近年の実績から退職者を推定60名とし、1名当たり平均100万円の退職金を見込み、計上したものです。

次に、24節積立金1,816万4,000円です。その内容は、加入事業所から支払われた掛金を基金に積み立てる掛金積立金1,586万4,000円と、住友生命から運用利回りとして支払われた利子を基金に積み立てる利子積立金230万円の2つがございます。

なお、これらの共済費7,816万4,000円は、全額特定財源としまして3つの収入を見込んでおります。この後の歳入で説明させていただきますので、1ページ戻り

まして203ページをご覧ください。

まず、共済掛金収入1,586万4,000円、こちらは加入事業所から支払われる毎月の掛金収入で、基金に積み立てるものでございます。

次に、一般会計繰入金546万7,000円は、一般会計の労働費から事務費分として特別会計へ繰り入れるものでございます。

次に、中小企業従業員退職金等共済基金繰入金6,000万円は、退職金として支払うための額を基金から特別会計へ繰り入れるものでございます。

最後に、利子及び配当金230万円は、住友生命保険相互会社の新企業年金保険により安定した運用利回りを行なっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 所管部分における特に重視している事項、数字等ございましたら、ご説明のほうお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 この中小企業従業員退職金制度につきましては、昭和45年から実施しているものでございます。市内中小企業のため、効果的な退職金制度を運営することによって中小企業の事業主の支援を目的に実施しているものでございますので、そういう制度を今後も引き続き運用してまいりたい、安定して運用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 なぜ住友生命を使っているのか、選定理由を教えてください。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 経緯を少しお話をさせていただきます。

まず、平成29年度からはこういった処理を三菱信託銀行様に委託をしておりました。その後、会社の吸収とか分割によりまして、今、住友生命様ということで管理運営をお願いしているわけなんですけれども、当時の住友生命様を運用するに当たりましていろ

いろいろ精査した結果、利回りですとか、あと信用調査を行なったところ一番適しているということで、住友生命保険相互会社様をお願いをしているといった経緯がございます。住友生命様になってからというもの、総資産額のほうも順調に蓄えられる運用もできているということで、今後も住友生命様をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ほかの課とかそういったところだと、いろいろ見積り取ったりとか、いろいろ比較したりしていると思うんですけども、ここの部分に関しては、もう住友生命さん一本でもう独占で行くというような考え方でよろしいですか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今のところ順調に運用しているという面では、もう住友生命様ということで考えておりますが、先ほどの質問に対して、今後も住友生命ありきなのかというようなふうに捉えさせていただきましたけれども、それにつきましては、さらにほかの保険会社様等、もっと運用利回りがいいところがあれば、変更ということも十分に考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 掛金収入の減り方よりも財産運用収入の減り方が大きいんですけども、これの理由は、分かる範囲で。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 掛金収入のまず積算につきましては、予算を編成している時点での加入口数が1,322口であったため、それに1,000円を掛けまして1年分ということで12か月、12を掛けた数字でございます。

それに対しまして運用利益ということで利子の配当でございますけれども、そちらにつきましては、前年度比170万円の減額となっております、先ほどの掛金収入の51万6,000円の減額に比べて大幅に減額となっているわけでございますけれども、これにつきましては、まず、積算につきまして基金残高約3億円弱でございます、それに予定利率ということで0.75%掛けた数字が230万円ということになります。前年度との差額の170万円につきましては、積算を精査した結果ということになるの

ですけれども、今回は、先ほど申し上げましたように、基金残高というものに対して利率の0.75を掛けた結果が、前年度と170万円、比べて減額しているところで、精査による結果ということでご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 こういうお金ですから、運用といっても積極運用というわけにいかない、安定的、消極運用ということでやらざるを得ないということでしょうけれども、あまりにも率が低いような気がするので、よりよい運用を心がけていったほうがいいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○齋藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○齋藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時17分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号 羽生市まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

地域振興課長に説明を求めます。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 皆さん、こんにちは。地域振興課長の大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席させていただく職員を紹介いたします。

地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 よろしくお願ひします。

○大橋 裕地域振興課長 それでは、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第14号 羽生市まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、法令の改正に伴い、議会の権限及び責務に関する規定、個人情報保護に関する規定について改正するものでございます。

条文の改正点についてご説明いたします。

第15条、議会の権限及び責務につきましては、地方自治法第89条の改正に伴い、議決機関を議事機関に改正するものでございます。

第24条、個人情報保護につきましては、個人情報保護に関する法律の改正に伴い羽生市個人情報保護条例が廃止されたことにより、条文を「別に条例の定める」から、「法令等の定める」に改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 議決と議事の違いを、少し詳しく解説をお願いできますか。申し訳ございません。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 先ほど申し上げたとおり、議決と議事ということで地方自治法が改正されたことにより改正するものでございます。

なぜ変えられたというところでございますが、議会の位置づけとして憲法第93号第1項において、地方公共団体に議事機関として議会を設置するというふうになっており

ます。それを踏まえて、地方自治法においても議決機関から議事機関に変更がされたというところがございます。位置づけとして、憲法がそのようになっているから、地方自治法も改正したというものでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 憲法は別に改正があったわけじゃないけれども、何で今になって憲法に合わせるようにしたんですかね。逆に議決というのに、どんな意味があるんですかね。

○齋藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地方自治法においては、これまで89条を改正する前は普通地方公共団体に議会を置くというものでしか規定がされていなかったもので、今回改正された後に議会の位置づけとして憲法と同じような形にしたというところと、その後議会の権限とか議員の職務とかも新たに地方自治法のほうには改正されたりということがございますので、今までは議会を置くとしか規定がなかったもので議決機関という形になっていたんだと思います。今は、憲法のほうで議事機関となっているので、議事機関のほうに改正した、変えたということがございます。

○田口さとる委員 じゃ、また勉強します。ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

1点よろしいでしょうか。

○田口さとる副委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 このまちづくり自治基本条例なんですけれども、平成21年に制定される中で定期的に改定、見直しも行うというようなことも条例に書かれておりますが、認知度も年々下がっている状況ではあるんですが、今回の改正に伴ってほかの部分の見直しとかという話は出たのでしょうか。

○田口さとる副委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 自治基本条例の中に5年ごとに見直しをするという形になっております。その関係で一応見直しの検討というのはさせていただいております。今年度、令和6年7月から8月に、条例の見直しについて該当する各課に意見照会等をさせていただいております。また、同時期に県内市町村の条例の改定状況も調べさせていただきました。実際に、行田市さんには類似する条例はないんですけれども、加須市さん、鴻巣市さん、久喜市さんの担当課のほうには確認させていただいて、特に条例の改正等は

していないというところと、あと、見直しの各課に該当したところで、今申し上げた個人情報との関係と地方自治議決機関との関係のところが見直しの照会でやはりございましたので、今回意見照会というものを参考にして条文のほうを改正させていただいたところでございます。

あと、先ほど議員さんおっしゃったように市民への周知というところなんですけれども、実際条例の施行時にはパンフレットを作って市民に全戸配布等をさせていただいておりました。ただ、現在はホームページにちょっと案内を載せているだけの状況でございます。

議員先ほどおっしゃっていたように、やはり周知の状況というのが、我々職員も含めて正直不足しているというところは否めない状況でございます。

今後ちょっとパンフレット等は作る予定はないんですけれども、例えばですけれども、職員の研修とかに我々は防災関係の研修等をさせていただいたりしているんですけれども、実際にまちづくり基本条例が羽生市におけるまちづくりの最高規範とするということで明記されておりますので、その防災の研修とかの際に、まず、このまちづくり基本条例に基づいて我々は防災対策をしておりますとか、ちょっと研修のほうにそういったところを混ぜて職員には周知させていきたいなというふうに思います。

あと、市民の方への周知というところも、先ほどパンフレットは作る予定はないんですけれども、我々も地域振興課のほうで出前講座とか防災関係の出前講座は多くやらさせていただいております。その中に、まちづくり基本条例のことを含めた上で、こういうことに基づいて防災施策をしておりますというような形で、出前講座等の中で説明に含めてもっと周知していきたいなというような形で考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。

○田口さとる副委員長 お返しします。

○斎藤万紀子委員 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 この中で私だけだと思う、羽生市まちづくり自治基本条例委員だったんです、私。大学の先生に来てもらって、知識いろいろと教えてくれたんですけれども、ここで決定しても、これは権限はさほど大きいものではないということで伺ったので、そこの委員会で検討して決定しても、それは市民に対してはそんなに力ありませんよと

ということでお伺いしたんです。だから、条例委員会の在り方もどうなのかなと思いがらやったんだけどね。参加していた立場として、一言、そういうことでしたということとで連絡します。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほうは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○斎藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 1時28分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、こんにちは。総務課、佐藤でございます。

本日は全部で4件の条例改正についてご審議を賜ります。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介します。

総務課職員係長の橋本でございます。

○橋本和幸職員係長 橋本です。よろしく申し上げます。

○佐藤康夫総務課長 申し上げます。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明を申し上げます。

タブレット端末に表示しました議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をご覧くださいと存じます。

本案は、刑法の改正によりまして、刑の種類が新しく変更されたことを受けまして、現在羽生市の条例で引用しております罰則の表記を改める必要が生じたことから、全部で9つの該当条例を9条立てによりまして、整理条例の手法で一括して改正しようとするものでございます。第9条までございます。

具体的には、これまでありました刑の種類のうち、懲役と禁錮は今後廃止されまして拘禁刑に一本化し、用語を改めることとなりました。懲役は刑務作業が義務づけられる一方、禁錮刑は刑務作業が義務ではありません。しかし、実際は禁錮刑の受刑者の多くが自発的に刑務作業に従事しており、懲役と禁錮を分ける必要性の乏しさが問題視されてきました。そこで、新しく拘禁刑の創設によりまして刑務作業は義務でなくなる一方、再発防止や受刑者の高齢化に対応するため、年齢や特性に応じて改善指導や教科指導を柔軟に行うなど更生に主眼を置いた改正と言われております。

こうした社会的な背景によりましてこのたび刑法が改正となった結果、羽生市では懲役または禁錮の罰則を規定している条例が9つございましたので、これら全て拘禁刑と表示を変えるものでございます。

したがいまして、今回の改正は、この表示の変更を趣旨とするもので、運用等が大きく変わるものではなく、法律の引用により改正が必然的になったということによる議案上程でございます。

なお、条例において罰則を規定する場合には、検察庁の事前協議が必要となりますが、さいたま地方検察庁に対し本条例案の事前協議を行なったところ、指摘すべき問題点はないとの回答を事前に得た上で、本日ご審議に付しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○齋藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時33分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 続きまして、議案第15号についてご審議を賜ります。よろしくお願い申し上げます。

着座で失礼します。

それでは、議案第15号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部

を改正する条例について説明を申し上げます。

説明のため、タブレット端末、参考資料5をご覧ください。

今回の改正ですが、この後申し上げます議案第16号、17号と合わせまして3本とも全て令和6年の人事院勧告及び埼玉県人事院勧告で示された内容について、関係条例に所要の整備を行うため改めようとするものでございます。

今回の勧告では、給与の改定だけではなく、職員の処遇改善や勤務環境の整備、育児に対する選択肢の拡大の視点で見直しが行われた内容となっております。

それでは、表のうち3、改正に伴う変更点をご覧くださいと存じます。

本案につきましては、次の3点の改正項目がございます。

まず、1点目でございます。表の①番、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大でございます。これまで本人からの請求により時間外勤務を命令しないこととする職員は、3歳未満の子を養育する職員に限られておりましたが、これを今後は小学校就学の始期に達するまでの子がある職員に拡大するものでございます。

次に、2点目でございます。表の真ん中、子の看護休暇等の見直しでございます。これまでは子の負傷や疾病による看護休暇のほか、子の予防接種や健康診断といった事前予防を限定に休暇を認めておりましたが、今後は、このほかにも入園式や卒園式、入学式といったいわゆる行事も休暇の理由に付け加えることができるよう改正を行うものでございます。さらに、この休暇を取れる子の対象要件も拡大しまして、これまでの小学校就学始期から今後は9歳、すなわち小学校3年生修了までの子を持つ職員に拡大するものでございます。

3点目は、拡大ではございませんが、仕事と介護の支援制度について職員に周知し、この制度を利用しやすいよう努めることを規定いたしました。

以上3点が本条例の改正の趣旨でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 ②番、子どもの看護休暇等の見直しの改正後のところで、9歳に達する日までは認めるよと広がったんですけども、いわゆる小学校3年生修了までというふうに定めた理由というのはあるんでしょうか。逆に言うと、これだと小学校の卒業式は認めないということになるかと思うんですけども、それを9歳にした理由というの

があるとしたら、ちょっと解説をお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 そちらにつきましては、すみません、人事院勧告による規定に沿ったものでございまして、やはり卒業式まではまだ国のほうも取得事由としては拡大、できないということではないんだと思うんですけども、総合的に判断した中で入学式までと限定したものだと思います。

今後我々としても拡大することを期待しながら、国のほうを見定めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 これ、例えば羽生市の独自の条例でそこまで広げるということは、可能なんでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 条例的にはできるかとは思いました。ただ、我々もこの勧告を受けまして、近隣の市町村を確認しました。多くがやはり入学式までということで、9歳までというところで、職員の目線に立てば広げたいところではあるんですが、ちょっとそこは、すみません、ならったというところがございます。

以上です。

○田口さとる委員 はい、ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○齋藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 続きまして、議案第16号についてご審議を賜ります。よろしくお願いいたします。

着座で失礼します。

それでは、議案第16号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

説明のため、タブレット端末に表示しました参考資料8をご覧ください。

本案は、育児を行う職員の仕事と家庭の両立をより一層容易にするため、部分休業制度を見直すこととした人事院の意見を受けまして国家公務員と地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたので、これを受けて羽生市の該当条例を改正するものでございます。

改正の内容は1点です。

従来の部分休業、いわゆる時短勤務制度は、育児のために勤務しないことを認める制度ですが、1日につき2時間を超えない範囲で取得することをこれまで可能としておりました。今後は、この条件のほかに、1年につき10日の範囲で勤務しないことを追加するものでございます。これにより、育児に当たる休業の取り方に選択肢を増やすものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 これは、現行では1日につき2時間勤務しないが、プラス3日以上10日の範囲で勤務しないことも選べるようになった。①を選択すると、5回取れるということなんですかね。ちょっともう少し詳しく、このところをお願いします。

○齋藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 今回の改正で、1日につき2時間の部分休業を取るか、もしくは1年の間に10日取るかということで、両方ではなくどちらか選択をすることになります。1日につき2時間の範囲内というのも、2時間の範囲内なので、中には30分だけ時短する人もいるし、1時間半で時短する人もいますし、朝1時間、夕方1時間というふうにして組み合わせて時短取る人もいます。その取り方のほかに、年間10日、1年につき10日の範囲内で休むというのを選択肢として追加したという改正でございます。どちらかを選ぶという改正でございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

すみません、1点。

○田口さとる副委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 令和6年度の取得状況の中で17名が取得中とあるんですけども、男女比について教えてください。

○田口さとる副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 17名の内訳でございます。男性が4名で女性が13名でございます。

○齋藤万紀子委員 ありがとうございます。

○田口さとる副委員長 お返しします。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。

[挙手多数]

○齋藤万紀子委員長 多数ということによろしいでしょうか。挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号 羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 続きまして、議案第17号についてご審議を賜ります。よろしくお願いいたします。

着座で失礼します。

それでは、議案第17号 羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

説明のため、タブレット端末に表示しました参考資料9の表をご覧ください。

改正の内容について概略を申し上げますと、改正点は5つございます。

1点目でございます。①番、俸給水準の見直しでございます。こちらは、条例の別表において改正を行なっております。趣旨ですが、昇格により級が上がった際、給与が大きく上昇する体系になるよう見直しが図られたことによる改正でございます。ただし、

今回の改正では、10級制の国家公務員における職責重視の俸給体系の見直しに準じるもので、1級から7級体制の羽生市には影響が出るものではございませんことを申し添えます。

続いて、2点目でございます。2点目は、②番、扶養手当の見直しでございます。条例では、第11条扶養手当、第2項において改正を行なっております。これは、2種類ございまして、1つ目は配偶者の扶養手当の段階的廃止、もう一つは子の扶養手当をこれまでの1万円から段階的に1名当たり1万3,000円まで増額するものでございます。

次に、③番でございます。3点目は、表の③番、通勤手当の支給限度額の引上げです。条例では、第13条の2通勤手当において改正を行なっております。こちらは、第9項までございまして、改正の趣旨としては、現行の通勤手当1か月当たりの限度額5万5,000円を15万円まで引き上げるものでございますが、こちらも体制の整備であって、羽生市職員において現在のところ影響が出るものはございません。

4点目は、表の真ん中、④番、管理職員特別勤務手当の対象時間の拡大でございます。条例では、第17条の4管理職員特別勤務手当、第2項におきまして改定を行なっております。管理職員は通常時間外勤務手当は支給されませんが、災害対応事務などにおいて夜間出勤した場合、特別勤務として手当が支給される制度がございます。その支給の対象時間として、これまでは午前零時から翌朝午前5時までの勤務を定義していたものを、今後は午後10時から午前5時までと2時間対象時間を拡大することで勤務実態に応じて処遇をより適切にしようとするものでございます。

最後に5点目、⑤番、再任用職員への住居手当支給です。条例第21条の6定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外において改正を行なっております。これまで再任用職員には住居手当の支給は除外されておりましたが、今回の勧告によりまして一般職員と同様に支給の対象として見直すものでございます。なお、住居手当は、借家、すなわち家賃の支払いのある職員に対して支給する手当でございます。現在、羽生市で雇用しております再任用職員は全て持ち家によることから、現時点支給に該当する者はございません。

これら申し上げました5点が改正の概要でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑のほう、よろしいでしょうか。

すみません、ちょっと1点。

○田口さとる副委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 この改正によってどのぐらいの金額の影響を見込んでいるのでしょうか。

○田口さとる副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 金額というのは、扶養手当のことで。

○斎藤万紀子委員 そうですね、主に2番と4番だと思うんですけども。

○佐藤康夫総務課長 まず、2番、扶養手当の見直しでございます。配偶者手当につきましては、暫定的に減っていくということになりますので、令和8年にはゼロになるということで、今支払っている金額が月大体40万円程度でございます、40万9,000円程度でございますので、月ですね、これは支払いの実績としてございます。これが段階的に減っていくということになります、配偶者手当でございます。

一方、子の扶養手当のほうでございますが、こちらは今現在支払っている職員数が175名おまして、子どもの数にしますと大体330人ぐらいでございます。金額にしますと、1月330万円程度でございます。これが段階的に増えていきますので、新しいお子さんとかが追加されなければ、2年後には大体430万円ぐらいに予算規模としては上がっていくのかなという見立てで現在おります。

それから、管理職勤務手当ですね。管理職勤務手当につきましては、こちらは防災等で出勤した場になりますので、どのぐらい増えるかということは、すみません、試算をしていないんですが、現行では30万円程度払っている実績はございます。管理職特別勤務手当として30万円程度支払っている実績はございます。そちらは、選挙とかで出た場合の支払いでございまして、また防災とは別なんですけれども、金額について、管理職特別勤務手当については、影響なしというふうな判断しております。

以上です。

○斎藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる副委員長 委員長にお返しします。

○斎藤万紀子委員 質疑のほう、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

す。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○齋藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開は2時といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時00分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）、別冊5のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 市民生活課の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席しております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼係長の野口でございます。

○野口武士課長補佐兼市民係長 よろしくお願ひします。

○橋本華子市民生活課長 それでは、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民生活課所管分につきまして説明申し上げます。

タブレット端末に表示しております別冊、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の11ページの中ほど、2つ目の◎斎場一般経費について説明いたします。

第17節備品購入費169万4,000円は、斎場開業当初より利用しておりました運搬台車が50年以上を経過し老朽化が著しいため、新たに購入し、それをもって安全な火葬業務が行なえるよう努めるためでございます。

なお、この部分につきましては、年度内に完了することが困難なことから、併せて繰越明許を設定するものでございます。

以上で説明終わりにいたします。よろしくお願いたします。

○斎藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑のほう、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時04分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、地域振興課所管部分について、地域振興課長に説明を求めます。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地域振興課長の大橋でございます。

同席させていただく職員を紹介いたします。

地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 よろしくお願いたします。

○大橋 裕地域振興課長 それでは、恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、地域振興課所管分であります災害時通信用無線機導入事業についてご説明いたします。

タブレット端末をご覧ください。13ページの中段でございます。

現在使用中の無線機はアナログ電波を使用したものであり、このアナログ電波の使用

期限が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして延長されたものの、近い将来その期限が到来することが見込まれます。また、アナログ電波を使用した無線機の新機器等の製造も終了しつつあります。現在使用中の無線機が故障した場合、修繕等の対応ができず、災害時に災害対策本部と避難所及び災害現場との連絡手段がなくなることが想定されます。そのため、その通信手段を確保するため、新たに携帯電話などの電話網とデジタル簡易無線を使用するIP無線機を順次導入するものでございます。

なお、本事業につきましては、繰越明許費を併せて設定するものでございます。

内容といたしましては、充電器やACアダプターを含めた無線機一式を20台購入する予定で290万4,000円を見込んでおります。また、購入した無線機の新規事務手数料が6万6,000円、計297万円でございます。今後、導入台数を50台を目標にそろえる予定でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時10分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、環境課所管部分について、環境課長に説明を求めます。

環境課長。

○田口真也環境課長 環境課長の田口でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、同席職員の紹介をさせていただきます。

環境課環境保全係長の武村でございます。

○武村雅子環境保全係長 武村です。よろしくお願いいたします。

○田口真也環境課長 よろしくお願いたします。

恐縮ですが、着座で失礼いたします。

それでは、別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書のうち、環境課が所管する事業についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

今回計上させていただいた款につきましては、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費で1,280万円の補正となります。これは、脱炭素社会への移行促進を目的とし、環境配慮に係る設備投資に対する補助ですとか、ゼロカーボンシティの実現に向けた市全体の温室効果ガス削減計画を策定する経費について、所要の措置を講じるものでございます。計上しました経費は、環境衛生一般経費の第12節委託料と18節負担金補助及び交付金でございます。

まず、第12節委託料の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託料750万円は、本市全域での温室効果ガス排出量実質ゼロを実現させるためには、市内の住民、事業者等の取組を含めた全体的な計画を策定する必要があるため、策定に係る委託経費の計上となります。

なお、この事業につきましては、特定財源とし、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円を財源として見込んでおります。

次に、第18節負担金補助及び交付金の補助金530万円は、住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金として、太陽光発電装置を1件当たり上限5万円で50件分、同じく住宅用の蓄電池を1件当たり定額5万円で同じく50件分の計100件分、また、雨水貯留タンク設置補助金は、1件当たり上限3万円で10件分を見込んでおります。

ページが戻りますが、4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

ただいま説明させていただきました事業につきましては、国の補正予算に計上された内容等を踏まえ、令和7年度とあわせた一体的な予算として事業を行うため、令和7年度へ繰越措置を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言願います。質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 地球温暖化対策実行計画のスケジュール教えてください。それと、設置

補助金の開始時期を教えてくださいと思います。住宅の、要するに各提出はいつ頃から開始するか教えていただけますか。

この2点お願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 まず、地球温暖化対策実行計画の策定スケジュールということで、現在想定しておりますのが、議決いただきましたら、その後、補助金交付申請を行いまして、4月には事業者選定を順次進めていきたいということでございます。6月には、契約後、事業開始いたしまして、翌年8年1月までには補助金の関係もございまして業務を完了したい、そういうスケジュールでございます。

続いて、太陽光のいつ頃からスタートするかということでもよろしかったと思いますが、こちらは令和7年度の一体化の予算ということで、議決いただければ、すぐ4月からでも受付したいというところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 雨水もそうですか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 雨水貯留タンクも同様です。年度当初からやらせていただきたいと考えております。

○野中一城委員 ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

1点、質問したいと思います。

○田口さとの副委員長 じゃ、委員長職やります。

齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 実行計画のほうなんですけれども、埼玉県内のほとんどの市ではもう既に策定されていると思うんですが、羽生市ではこの時期になった理由というものを教えてください。

また、こちらについては令和8年1月に業務完了というような先ほど答弁だったんですが、パブコメ等を行わないような計画なんですか。そちらも併せてお願いします。

○田口さとの副委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 実行計画がこの時期になった理由ということなんです、政策的に

引き延ばしたということではなく、予算の都合上等勘案しまして、現在まで至ってしまったということでもあります。

先ほどお話しいただいた県内の市町村はほとんどということで、令和6年5月の調査時点で40市中、32の市が策定済み、策定予定が5、まだ決まってないというのが本市と行田市と吉川市という状況でした。羽生市としましても、ゼロカーボンシティの気候非常事態宣言を発出していることですので、今回何とかつくっていきたいという意気込みでございます。

それと、スケジュールの中でのパブコメというところなんですが、おっしゃるとおり、すみません、漏れましたが、事業を策定するに当たって、事業者ですとか市民向けのアンケートも行なった上で、できればパブコメなどもしっかり行なって、年度末には策定するところで現在考えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○田口さとの副委員長 委員長職、お返しします。

○斎藤万紀子委員 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

農政課長。

○岡田隆史農政課長 農政課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介します。

農業政策係長の大塚です。

○大塚理恵子農業政策係長 大塚です。よろしくお願いいたします。

○岡田隆史農政課長 よろしく申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、農政課所管部分についてご説明申し上げます。

別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の11ページでございます。

ページの中段、第6款第1項農業費、第3目農業振興費は、補正額1,800万円の増額で、予算現額は4,287万円となります。

それでは、右の説明欄をご覧ください。

◎農業振興一般経費の12節委託料羽生チャレンジファーム周辺施設連携業務委託料100万円は、水郷公園内の水辺の花畑広場においてハーブを定植し、公園や周辺施設を訪れる方々に楽しんでいただくための取組で、その栽培や生育管理に関わる経費の計上です。この取組は、令和2年3月に埼玉県及び埼玉県公園緑地協会、そして羽生市の三者で締結した三田ヶ谷地区の活性化に関する覚書に基づく地域連携事業としての取組です。

次に、農業振興助成事業の18節負担金補助及び交付金スマート農業推進事業費補助金500万円でございますが、こちらは、本市農業が直面する担い手不足や遊休農地の増加などの課題解決に向け、先端技術を駆使したスマート農業の普及を図り、農作業の省力化、効率化等を実現することを目的として取り組む事業です。対象者は、羽生市の地域計画の目標地図に位置づけられた市内認定農業者、市内認定新規就農者です。対象経費は、ドローンや自動操舵システムなど、生産における省力化や効率化につながるICT機器及びロボット技術の導入に要する費用で、補助率は2分の1、上限額は100万円とし、5件分について予算計上を行なっております。

予算措置としては、事業費500万円のうち特定財源として国からの物価高騰対応重点支援交付金200万円を充てます。

続きまして、同じく農業振興助成事業の18節防除費物価高騰対策補助1,200万円ですが、昨年羽生市では斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシが大量に発生し、市内の多くの米農家が被害を受けました。そこで、この事業は、イネカメムシによる水稲への被害を軽減し、農業経営を支援する目的で防除のための薬剤購入や散布委託に対して補助金を交付しようとするものです。対象者は、市内水稲農家、内容はカメムシ防除のための薬剤購入費または散布委託費が補助対象で、実際にかかった費用の2分の

1を補助します。ただし、営農計画書の作付面積掛ける1反当たり1,000円を限度とし、最大でも上限5万円とします。

予算措置としては、事業費1,200万円のうち、特定財源として国からの物価高騰対応重点支援交付金400万円を充てる予定です。

最後に、第8目農林公園費は補正額200万円の増額で、予算現額は3,755万1,000円となります。

説明欄の農林公園一般経費、10節需用費、修繕料は、施設設備の老朽化に伴い、その改修のための予算計上となります。昨日もちょっと説明させていただきましたが、三田ヶ谷農林公園が開園から24年が経過し、経年劣化による施設の不具合等が見られること、また、令和5年度より指定管理が始まっていることから、少しでも施設の改修を行い、来園者の利便性や集客力の向上につなげたいと考えております。

なお、今回の補正予算につきましては、4ページになりますが、繰越明許費補正において、全て令和7年度に繰り越しし執行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に関し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 農林公園のところの200万円、これは予定は何か決まっているの。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 修繕の場所としては、今のところは園内の遊戯や椅子、園内に数か所ある木の橋、それからレストラン棟の自動ドアがちょっと不具合がありまして、その不具合の修繕、菜の花館の体験室のエアコンが片方ちょっともう開かなくなっておりまして、その修繕、そのほか、駐車場に少し穴が空いているのを穴埋めしたいということで考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 自動ドア、この辺、90万だか100何万だか知らないけれども、修繕したんじゃないか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 物産館のほうの自動ドアのほうは、令和5年度の予算で直させてい

ただいた、新しくさせていただいたんですが、レストラン棟の自動ドアのほうの不具合を起こした状況です。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、何回も同じようなこと言いますけれども、これから金がどんどんかかる、それを見込んでもやらなくちゃならないのかどうか、検討すべきじゃない。それと、前から言っているけれども、レストランでも売上げが出てくるということなので、ハンバーグとかバーベキューが調子がいいとか何とかと言っているんだから、やっぱりそれなりの収入を見込まなくちゃ。ただ金を捨てている、こんなこと言っちゃおかしいけれども、捨てているようなものだと思うの。これから先、エアコンの話もそうですけれども、大きな金をただで拠出して何も見返りが無い、それは管理してもらっているんだということをやっていると思うんだけど、その価値があるかどうか、しっかり考えなくちゃならないかと思うよ。

これから先、じゃ悪くなるようなのがどのぐらいあって、何年間のうちにどのぐらいの補修修繕費なりかかるんだか、そういうものがちゃんとできているのかどうか、お願いします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 キャッセのほうは、5年間の指定管理ということで協定を結ばせていただいて、この5年間はアグリメディアにやっていただくということで現在進んでいる状況です。キャッセのほうの利益が出ているなら、もらったほうが良いというご意見だったんですが、ここ2年間2,700万円ぐらいの指定管理料になっているんですが、500万円ぐらいの赤字が出ておまして、その赤字になった分は本社から補填して営業していただいているような状況でございます。やはり羽生の里はやっていて赤字だったものを、やっぱり民間業者にやってもらえればもうちょっとうまくいくんじゃないかということで指定管理となったわけなんですけど、2,700万円の指定管理料ではちょっとうまく回るような状況には今なっていない状況です。

この先どうするかということなんですけど、やはり三田ヶ谷農林公園はやっぱり市民の憩いの場じゃないですけども、農業者の方もそこへ出品して少しお金を稼いで励みになるとか、私も子どもが小さい頃はよく連れて行って遊ばせたりしていて、やはり市民にとっても大切な場所であると思いますので、継続のほうはしていかなければならない

ところだなということで考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、やっていかなくちゃならない義務、それよりその公園を廃止して違う活用をする、その辺をちゃんと考えたほうがいいんじゃないの。今赤字でいくら2,700万円もらっても、500万円も赤字で会社もやっている。そして、羽生市のほうとしては、毎年2,700万円の空調のリース代を払わなくちゃいけない。今回も200万円の修繕費を払わなくちゃならない。それが5年間も続くわけ。その後もまだ続ければ、そういう形に毎年毎年ただ金を出していだけになっちゃうと。そういうことを考えないですが。自分の金、自分が経営してごらん、やっていけますか。人の金だからと思って平気な顔をしているけれども、やっていけないと思うのよ、それなりの採算が取れなければ。会社だって赤字500万円、毎年赤字ならやらないでしょう。修繕してもらったって得するわけじゃないんだもの、向こうも。親方日の丸みたいな考えで、それが市民の税金なんだからね。その辺、どう思いますか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 経費、これまで市が直接管理していて、やはり全体では5,000万円ぐらいかかっている……

○島村 勉委員 やらないのよ、だから、市は。それはやめたんだから、市はもう間に合わないからやめた。その話じゃない。

○岡田隆史農政課長 公園でございますので、例えば平和公園とか中央公園とかがどれだけ収益上げているかといったら、やはり市民サービスの一環でありますので、やっぱり収益を100%求めるのはやっぱり違うと思うんですね。公園なので、やっぱり市民にとっての公園の遊び場所とか、土曜日、日曜日に過ごせる場所というのは、市民サービスの一環として提供するものだと思いますので、単に廃止すればその分浮くんじゃないかというのは、ちょっと違うと思います。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 公園の管理という形で、築山でも何でも沼でも維持管理は平和公園と同じように管理していいと思うよ。だけど、そこになおかつ2,700万円、そのほか何百万、何百万という修繕を毎年やる。3,000万円以上の金を使っていくのが、公園

を管理していったいいものかどうか、税金をそういうふうに使って、それも検討してもらいたい。何もその後、例えば先ほど一つも話がないけれども、売上げが上がってももらうという話も一つもしない、前からね。慈善事業じゃないんだからね。公園管理は市の目標だとすれば、それはそれでやっていかなくちゃいけない。それはシルバーでも何でも頼んだら、維持管理300万円や500万円で管理してくれるよ。そのほうが、ましでしょう。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 一応今回5年間の指定管理ということで金額も提示されて、協定を結ばせていただいております。議会のほうにもご承認いただいて、5年間で指定管理に出すということで進めておりますので、途中でやめるとか、金額を払ってもらうとかというのは、なかなか難しいかなということで考えております。

ただ、その次の指定管理の出し方については、売上げに対して何%もらうとか、払うもの、もらうものをちゃんと見える化して、募集して契約できればいいなということで考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 修繕は幾らから市が支払うようになっていきますか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 50万円を超えるものは、市がやるという協定内容になっております。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そしたら、橋を直すとか、そういうものを合算したら150万ぐらい、すぐ幾らでもかかっちゃうよ。だけど、少しずつ直していくとか、そういうのであれば、50万かからなくていけると思うよ。エアコンでもそうだけれども、エアコン1つ壊れたのを全部を取り換えちゃうというからすごく金がかかるけれども、壊れたエアコン1台を取り換えれば、そんなことはないよね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 確かに小さなものについては、その都度アグリメディアのほうで直していただいております。例えば、軟水機修繕18万円、乗用の草刈り機、多いところで修繕15万8,000円、それから、駐車場のスズメバチの駆除、農業体験棟の入り

口の鍵の修繕とか草刈り機の部品交換やカフェの蛇口交換のほう、細かなものについてはアグリメディアのほうも自分でやっていたという状況で、やはり木の橋とか金額がやはり何100万円もかかるものなので、市の施設ということを考えれば、大きなものは市でやるというのは、ワークヒルズもそうですし、体育館とかの指定管理についても50万円以上のものについては市のほうでやるということになっておりますので、同じようにやらせていただければと思っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 先ほど幾つか言ったやつで200万円と言ってなかった、今後の予算。だから、細かいのもあるけれども、それもやってあげると言うことを言っているんだから。あとは、2,700万円の維持管理料もある程度の修繕にしたって、それは何でも草刈り機から何から何でもかんでも市が上げ膳据え膳でやる必要はもろくないと思うし、そういうことをきちんとやっていかなきゃ駄目だと思うんだよ。納得できないでしょう。それは利用する人は喜んで、公園がないよりあったほうがいいというのは分かりますよ。でも、やっぱり費用対効果だって考えなくちゃいけないしね、あそこへみんな、市民全部が行くわけじゃない。全部と言ったらおかしいけれども、多くが行くわけでもない。でも、それほど行って商売が繁盛するんであれば、ちゃんと売上げの何%という、道の駅にしても細かいかもしれないけれども何%かはもらっているということなんだから。せめてそういう形やらないと。やらないうち、まだ1年しかたっていないのに、次から次へと金が出ていくと、それはおかしいよ。だから反対しなくちゃいけないと。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 キャッセの修繕については、その都度50万円という目安がありますので、こちらでも見積りを取って、そこを超えるか超えないか判断した上でアグリメディアさんにやってもらう、大きいものについては市のほうでやるということで、その辺は判断させていただいております。

あと、指定管理のほうは、市のほうで施設を持っている以上は、市でやるにしろ、民間に委託するにせよ、必ず管理はしなくちゃなりませんので、草ぼうぼうにしておいていいという問題でもありませんので、そこは市にとって何が一番最善かということで、その辺は常に検討させていただきたいと思っております。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、それを市がやるんだけれども、それはやるのがちゃんとして妥当かどうかということを見極めながらチェックしているわけよ。先ほど言ったように草ぼうぼうにするとかという、シルバーでも何でもやってもらったって、そんな何千万はかからないよ。商売の手助けをもちろんしてもいいけれども、言い方はいつもそのうち大きく儲かると税金が入ってくるんだというような考えをする。それはそれでいいんだけど、今やっている中においても、最初するときにも何回も言ったんだけど、当たり前にはほかの施設と同じように、少しでも上がってくる、それはそれでもまだ市は大損していると思うけれども、そういう形も取っていないで、次から次へ1年の間に何千万というか、修理だけだったら多分500万円ぐらいになるわけよ、多分ね、今度でね。エアコンの話1年の話だけで。だけど、10年もそれが270万円も続けし、今回200万円もということは、やっぱり毎年500万円ぐらいの追加ぐらいの予算、だから3,200万円、3,300万円ぐらいの金がただ消えていっちゃうと、その辺も考えたほうがいいんじゃないの。

○齋藤万紀子委員長 ちょっとこちらにつきましては、農園公園の指定管理については、こちら総務文教委員会でもしっかり閉会中審査を行なっていきたいと思えます。審査ですけれども、委員会審査の。閉会中審査も行なっていきましょう、閉会中審査、農林公園について、今後。

○島村 勉委員 閉会中じゃないでしょう、まだ閉会中じゃない。

○齋藤万紀子委員長 そうじゃなくて、この審査ももちろんですけれども、この予算、この3月議会の後ですね。ということで進んでいくという形になっておりますので、しっかり審議していければと思っております。

何か大丈夫でしょうか。

○岡田隆史農政課長 よろしくお願ひします。

○齋藤万紀子委員長 では、ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 農業振興費助成事業なんですけれども、まだまだ米もなかなか下がらない状況で皆さん大変な思いをされていると思えますので、スマート農業の推進補助金もそうなんですけれども、防除費の物価高騰に対しての周知が大事だと思いますけれども、周知方法をお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 市内の農業者に対しては、令和7年3月26日の日に農協のほうに案内、集合をかねまして説明会をしたいと考えております。防除の方法とか市の補助金についても説明のほうを、まあ1回目ですが、簡単に説明させていただいて、お話ししたいと思います。そのほか、JA農協さんの回覧とか市のホームページ、市の広報とか、その辺でしっかりと周知してまいりたいと思います。

あと、認定農業者の方には、これから総会とかいろいろありますので、各農業団体の総会の場で周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 すると、それを行なったときに開始時期も一緒に説明されるのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 まず、実際に薬剤を購入したり、ヘリによる空中散布とか、そういった費用がかかった後でないと、どれだけかかったか分かりませんので申請できませんので、申請の受付については7月頃から10月頃の間で申請を受け付けたいと考えております。その場合には、市役所だけではなく、各公民館に出向いて受付できればということと考えております。

以上です。

○野中一城委員 はい、了解しました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 今のお答えの説明です、26日にまず農家さん集めて説明しますという話だった。26日、間に合うんですか、日程それでできるのか、何かタイムスケジュール的にすごいタイトな。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 そこで、申請の手続とかじゃなくて、こういう補助金がありますと、令和7年度補助金がありますのでという周知になります。と言いますのは、農業者の方が個々に別のところにもう頼んじやったよ、頼んじやったのに後からそういう話が来てもというのがないように、市の農協で2回ワンセット5,000円でやるという話があ

るんですが、その話と、それに対して市のほうから1反当たり1,000円の補助が出ますというのを周知していただいて、気持ちの上で準備していただくというような状況です。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 私がイメージしていたのは、21日に承認されて、そこから農家の方に案内をする、それ郵送ですのか電話なのかちょっと分からないんですけども、そうすると22、23日は土日で動くのか動かないのか分からないんですけども、郵送も最近郵便が遅くなっているし、こういった形で、それで農家の方が26日に間に合う、農協に集まってくださいってできるのかなと。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 農協のほうで市の補助金をメインにした説明会ということじゃなくて、もう既に先日、イネカメムシの研修会というのをやっております。それに続いて、会員の人だけを集めて栽培講習会という形でもう既に案内は出ている状況です。それに合わせて補助金のことも、議決いただければその場でご紹介できるということです。
以上です。

○小林誠弥委員 はい、了解しました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤万紀子委員長 では、質疑も尽きましたようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時50分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課、今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 小林です。よろしく願いいたします。

○今成義暢商工課長 よろしくお願ひいたします。

恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、商工課所管部分につきまして説明を申し上げます。

タブレット端末に表示しました別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の11ページをご覧ください。

第7款商工費です。このたび補正予算として上程します金額は、合計3,973万5,000円の増額補正でございます。

次の12ページをご覧ください。

このうち、商工課所管部分の補正予算として上程します金額は、2目商工振興費、補正額にあります3,823万5,000円です。全部で6つの事業を予定しております。

最初の事業は、右側説明欄1つ目の◎商工振興一般経費にある18節負担金補助及び交付金、住宅改修補助金でございます。予算額は800万円で、平成14年度から続く住宅改修の支援制度を来年度も実施いたします。事業の概要ですが、市民が市内業者によって住宅を改修した場合、その経費の一部を補助するもので、市民のリフォーム需要を促し、市内業者の振興、消費の喚起を図るものでございます。補助率は、消費税を除いた経費の5%を補助するもので、上限は10万円となっております。

次の◎にあります商工業振興助成事業、18節負担金補助及び交付金は、3,023万5,000円を計上し、5つの事業を予定しております。

まず、商工業支援事業費補助金1,100万円は、本年度に引き続き、第17回プレミアム付商品券事業として切れ目のない経済支援を行おうとするものです。内容としましては、商品券事業の実施主体である羽生市商工会に対し、事業費として1,000万円、事務費として100万円を交付するものでございます。こちらは、市内経済の活性化、物価高騰支援を目的として、プレミアム分10%、1冊5,500円分の買物券を2万セット用意し、発行総額1億1,000万円の消費喚起、経済効果を図るものでございます。

2つ目、商店街エリアマネジメント事業補助金28万5,000円は、商店街のエリアの価値を高めようと活動する組織に対して、その人材育成を目的に補助するものでございます。具体的には、モールデザイン実行委員会を対象として、そのメンバーがセミナー等へ出席する際の受講料や資格取得費、専門家の派遣によるコンサルティング費用

などを予定しております。

3つ目、節電設備導入支援補助金1,500万円は、令和4年度にも実施しておりますが、事業者支援策として電気料金の負担軽減を目的に令和7年度も実施を予定しております。市内に本店や本社がある中小企業者、個人事業主が、節電効果の高い設備を市内の店舗や工場などに導入し継続して電気料金削減に努めようとする取組に対し、その更新費の2分の1の補助率で上限50万円として支援を行うものでございます。

事業の4つ目は、新規事業チャレンジ補助金です。こちらは令和4年度から開始した補助事業ですが、新しい事業にチャレンジする事業者を支援したく、引き続き立案するものでございます。具体的には、ホームページなどの宣伝広報、新商品の開発、事業者の信用性向上のための資格の取得などに要する経費について、3分の2の補助率で10万円を上限に補助を行うものです。

最後に、商店街賑わいづくり交付金は、市内7つの商店街エリアの中でにぎわいづくりのための取組を支援するために予算調整するものでございます。具体的には、商店街エリアでにぎわいを図るイベントへの補助、また、市の特産品である藍染めや市の農産物を取り入れた商品のその開発費用として活用できる交付金でございます。

なお、ただいま申し上げました商工費の各種事業は、4ページ、5ページの第2表に繰越明許費補正として掲載してございます。令和7年度に全額を繰り越しし、執行してまいります。

以上で商工課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 補助金の商工業支援事業費補助金のところですか。去年は70周年記念ということで30%の割引の商品券が出ました。非常に好評だったと聞いております。その反動からか、今年は10%になってしまうと。ここ何年かは20%ぐらいでやっていたんですかね。20%のときもあつたり、10%のときもあつたかもしれないんですが。例えば市制周年が出ちゃうと、その近辺から10%に減ってしまうということが今後もしも続いてしまう、もしくは今後はもう10%の補助で継続していつてしまうのか、ちょっとその辺の方針についてお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 プレミアム率の関係でございますが、来年度令和7年度はプレミアム率10%で2万冊、2万セットということで先ほど説明をさせていただきました。

この件につきましては、このプレミアム付商品券事業が平成21年が第1回目で、そこから切れ目なく羽生市の場合は継続して、7年度は17回目を迎えるんですが、最初の平成21年の第1回目から令和元年度の第11回目までは、プレミアム率が10%で事業を行なっておりました。一度途中で、平成27年度は国と県の緊急支援交付金というのがあったので、そのときのみは30%ということがあったんですけれども、原則的には10%で行なっておりました。令和2年度から令和5年度につきましてはプレミアム率20%で行なったんですが、この背景には地方創生臨時交付金というものがございましたので、それを活用した結果、プレミアム率を20%にした経緯がございます。そして、本年度令和6年度でございますが、田口委員がおっしゃられたとおり、市制施行70周年という年でもございましたし地方創生臨時交付金の充当もございましたので、30%ということで事業をやっております。

7年度どうしようかということで、商工課といたしまして今回は市の単費ということで予算を組んでおります。ですので、当初に戻って10%のプレミアム率で行おうということで考えました。発行数につきましては、先ほど申し上げた第1回目から第11回目というのは、発行数が多くて1万冊、1万セットだったんですけれども、その部分は2万冊、2万セットということで、当初よりは増加、量を増やしたものでございます。

ですので、まず、プレミアム率はそのときの情勢によっていろいろ変わってきていますけれども、切れ目なく今後も重要施策の一つとして引き続き実施してまいりたいということで考えております。

以上となります。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 先ほどのご説明で令和2年から5年までは、地方創生臨時交付金があったという話がありました。今回も物価高に対応した支援として交付されているということなんですけれども、この交付金がまた物価高じゃない名目で復活することって、見通しとしてはあり得るんでしょうかね。お願いします。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 そうですね、見通しについては明確なことは分かりませんが、また交付金等が交付される場合には、プレミアム率の上昇ということも視野に入れ、またこ

の商品券事業を引き続き行なってまいりたいと思っております。今回の特定財源の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金400万円につきましては、今回は節電設備導入支援補助金、こちらのほうに充当ということになっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 70周年で策が出たということで、例えば今後は5年刻み、75周年とか80周年とかでまた20%の割引とかといったことは、今後の話で考えられるところでしょうか。最後、お聞きします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 プレミアム率を市制施行に合わせて、記念の年に合わせて上げられるかどうかということで、もし上げられるようであれば、上げることも視野に入れて検討していきたいと考えております。やはり市内の事業主様、商売されているお店を出していらっしゃる方、こういった方への経済支援の一環としての事業の一つと捉えておりますので、全体、総合的に勘案して、プレミアム率については今後も検討して決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 12ページでここへ出ていないんだけど、小口融資やっていますよね、商工会で、小口融資。あれで、倒産が多ければ何らかの負担金を羽生市でも払うので、そうすると、ここにその補正が出てこないということは、小口融資で倒産がないか、想定内の倒産件数だったから補正を組む必要がないということなんじゃないかな。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 まず、この補正に載せていないということですので、補正の必要がないということで載せてございません。当初予算として代理弁済という形で50万円計上しておりますので、そちらで賄えるということで、特別今回の補正には計上してございません。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 そういうことは、あまり利用者がいないか、あるいは羽生市の事業者は

苦労していなかったということだね。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 市の小口融資の利用者というのが現在減ってきておりまして、今年度につきましても市の制度融資についてはゼロ件でございます。事業主の方からちょっとヒアリングという形でお話を伺ったところ、市の制度融資よりも県の制度融資のほうが融資実行までの期間が短いそうです。ということで、皆さん、市の小口融資よりは県の小口融資のほうを借りられる傾向にあるというふうに認識しております。

○野中一城委員 そういうことであれば、了解です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 キャッシュレス化のサービスでのプレミアムが、県南とか東京では始まっているんですけども、前回も言ったんですけども、その検討しました、検討しましたですけども、現場の対応がまだまだ十分にしていけないのでペーパーのほうでやることになりましたということなんですけれども、今回も同じような流れだったのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 検討しておりますので、今後また見守っていただければと思っております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 節電設備導入支援補助金なんですけれども、この節電設備というのはどういったものが対象になるのかというイメージはありますか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 具体的な節電設備につきましては、高効率の照明ですとか、高効率の空調ですとか、あとは高効率の冷蔵庫、冷凍庫などということで、国が実施しています先進的省エネルギー投資促進支援事業というのがあってあります。そこで提示している15の設備を対象とさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○小林誠弥委員 はい、ありがとうございます。そちらの国のほうを参考にさせていただ

きます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時11分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長に説明を求めます。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。よろしくお願ひいたします。

本日同席させていただいております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼観光ブランド係長の秋本でございます。

○秋本 悟課長補佐兼観光ブランド係長 秋本です。よろしくお願ひいたします。

○出井昭悟観光プロモーション課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、観光プロモーション課所管分についてご説明いたします。

別冊の事項別明細書中段の観光一般経費についてご説明いたします。

利根川観光活用事業補助金につきましては、道の駅はにゅうを中心とした利根川の観光活用に向け、その魅力を再発見するためのワークショップ及び親水イベントを開催するための実行委員会を組織し及び支援するために計上しようとするものでございます。

なお、本事業につきましては、5ページの第2表繰越明許費補正の表、上から2行目にありますとおり、令和7年度への繰越しとして執行させていただく予定でございます。

以上、観光プロモーション課所管の増額補正につきまして、その内容を説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 利根川の観光活用ということなんですけれども、ここ2年ぐらい今の川俣小学校の校長先生が利根川ラフティングツアーというのを毎年9月の初めぐらいにやっていたらいいまして、私もちょっと何回か誘われているんですけども、本当にこれと重なっちゃうので結局行けないままだったんですけども、これとは特に関係はしてない、それがやっているラフティングツアーとこの件は全く無関係に進んでいる話ということでよろしいんですかね。ちょっとそこのところ、お願いします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 今、田口委員からご発言がありましたラフティングツアーでございますけれども、こちらについては前身として村君小学校で行なっております。それを川俣小の校長先生が採用したというものでございます。この支援の母体となる民間団体が利根川の魅力を育む会というものでございます。こちらが実は日本大学とも協働しておりまして、ラフティングについて協働していただいているというものでございます。

なお、この育む会につきましては、ほかの事業でも、説明にもございますチャレンジ事業の補助金を使いまして、子どもたちがラフティングするに当たり使用するライフジャケットだとか、そういったものに対する補助もしておるところでございます。先ほど田口委員が質問された、関係がないかと言いますと非常に色濃く関係しているというものでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、例えば来年度以降、今年度の話ですかね、例えば予算とかもちょっと川俣小に少し行ったりとか、そういうこともこの150万円の中から活用されているということも考えられるところでしょうか。実際、今、川俣小では何か資源回収のお金とかがそっちに回ったりはしているんですけども、その辺の金の流れがちょっと楽になるのかどうかということ、ちょっとお聞きします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 今回の予算につきましては、魅力を再発見するため

の実行委員会に対する補助でございまして、行く行く観光活用についてももう少し深まれば、いろんな可能性が見えてくるのではないかというふうに思っています。先日の部長答弁の中でも、川俣の関所跡であるとか、そういった川とまちのつながりが必要ではないかと、観光には、そういったものも可能性として必要と考えてしております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうは、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 今回も経済対策の一つだと思いますから、どのぐらい目標、効果的にあるのかと、あと、どれぐらいの観光客が来るかというのは設定されていると思いますけれども、その目標値を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 実はまだ実行委員会が組織されておられませんので、確実なことはちょっと言えないんですけれども、ラフティングボードにつきましては4台程度用意しようと思っております。これらでレースを行おうと思っておりますが、参加者だけですと、その来場者が来ていただく効果というのは測りにくいかなというふうに思っています。まずは、ここで実施して、その観光活用に向けたアクティビティだとか、アクティビティというのも例えばラフティングだけじゃなく、昔は皆さんも経験があると思います、水切りであるとか、あるいは最近になりますとテントサウナであるとか、いろんな可能性ございまして、そういったものをベースとして挙げさせていただきながら、実行委員会で何を取り上げていくかということも色濃く反映しますので、今この場で何人ぐらいというのは、控えさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただいてよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 これからしっかり決めてやっていくという認識でよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 おっしゃるとおりでございます。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほう、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時18分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お知らせ等、大丈夫でしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時18分 散会